

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	273 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	255 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	105 件
国民年金関係	57 件
厚生年金関係	48 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで  
私の父は、私が 20 歳になったときに私の国民年金の加入手続をし、ずっと国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は 20 歳時の昭和 56 年\*月に払い出されており、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していること、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みであること、61 年 3 月 26 日に付加保険料の納付の申出を行っていることが申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録で確認でき、当該申出時点では申立期間の保険料の現年度納付が、昭和 61 年度の付加保険料を含む保険料を納付した時点では申立期間の保険料の過年度納付が可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から同年12月まで  
私は、会社退職後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は申立期間当時は集金人に保険料を納付していたと説明しており、申立人は申立期間直前の昭和54年6月から55年7月までの期間の保険料を2か月ごとに当時居住していた市の集金人に納付していることが申立人の所持する領収証書で確認できること、申立期間に近接する54年4月及び同年5月の保険料は、54年12月9日に納付されていることが申立人の所持する領収証書で確認でき、平成22年12月になって当該期間が納付済期間に記録訂正されており、申立人の納付記録の管理が適切に行われていなかった状況が認められることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から49年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれた。父が私の保険料と一緒に納付していた兄姉の保険料は納付済みとなっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和50年1月に払い出されており、申立人は49年4月以降55年1月に婚姻するまで、3回にわたる厚生年金保険被保険者期間を含めて国民年金保険料を全て納付しており（厚生年金保険被保険者期間の納付済保険料については平成8年8月28日に還付処理が行われている。）、申立人の国民年金の加入手続を行い、婚姻するまでの保険料を納付していたとする申立人の父親及び父親と一緒に保険料を納付していたとする母親は、40年11月に夫婦連番で手帳記号番号が払い出され、当該払出時点では特例納付及び過年度納付による以外に納付することができない37年4月まで遡って保険料を納付し、その後の60歳に到達するまで保険料を全て納付している。

また、申立人の手帳記号番号払出時点からみて、申立期間の保険料を納付するためには、特例納付及び過年度納付による以外にないが、当時同居し、父親が保険料を納付していたとする申立人の長兄、次兄及び長兄と手帳記号番号が連番で払い出されている四姉は、両親と同様、手帳記号番号払出時点で特例納付及び過年度納付による以外に納付することができない国民年金制度発足時又は20歳到達時まで遡って保険料を納付していることがオンライン記録で確認できること、申立人の手帳の記号番号が払い出された時期は第2回特例納付が実施されていたこと、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、平成22年3月23日に厚生年金保険被保険者記録との統合により記録訂正が行われ

るまでは20歳到達日の昭和45年\*月\*日とされていたことが申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録で確認できることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、申立期間のうち昭和45年5月から同年12月までの期間については、申立人は厚生年金保険被保険者期間であることから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月から同年7月まで  
② 昭和46年4月から同年6月まで  
③ 昭和49年11月から50年3月まで  
④ 昭和51年1月から56年11月まで  
⑤ 昭和56年12月から57年3月まで

私の母は、私が20歳になった頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①、③及び⑤については、母が私の国民年金保険料を町役場で納付し、申立期間②及び④については、私が保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、4か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立人が20歳時の昭和45年\*月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったこと、申立人は、当該期間は申立人の母親と同居していたことが当時の国民年金被保険者名簿で確認でき、母親は当該期間の保険料を町役場で納付したと説明しており、現年度保険料の納付場所と合致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②、③、④及び⑤については、申立人及びその母親がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその母親は、保険料の納付時期、納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧である。申立期間②については、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄の記載から当該期間は未加入期間であることが確認でき、当該期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。申立期間③については、申立人は、当該期間後の昭和

50年9月に実家所在地の町に転居したときに母親が町役場で当該期間の保険料を納付したと説明しているが、上記転居時点では当該期間の保険料は過年度保険料となり、町役場では過年度保険料を納付することができない。申立期間④については、年度別納付状況リストには申立人が51年1月から同年3月まで居住していた区において不在であった旨の記録があり、申立人も同年4月に転居したがその住所変更手続きは行っていないと説明していることから、当該期間のうち大部分の期間は不在扱いとされ、保険料の納付書は申立人に送付されていなかったと考えられる。申立期間⑤については、申立人の手帳記号番号は、申立人が実家に居住していた20歳時の45年\*月頃に払い出され、その後申立人が56年12月に実家所在地の町に戻ってきた後の57年6月にも払い出されており（重複払出しのためこの手帳記号番号は取り消されている。）、申立人は、母親が町役場で当該期間の保険料を納付したと説明しているが、上記2回目の手帳記号番号払出時点では当該期間の保険料は過年度保険料となり、町役場では過年度保険料を納付することができない。

以上のことから、申立人及びその母親が申立期間②、③、④及び⑤の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 7 月から同年 9 月まで

私は、結婚を契機に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人は昭和 50 年 4 月以降、当該期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、当該期間前後の期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 51 年 1 月に払い出されており、この払出時点では当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である。また、申立人は、保険料を遡って納付したことや当該期間当時に上記以外の年金手帳を受け取った記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 6 月から 49 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 7 月  
③ 昭和 60 年 9 月  
④ 昭和 62 年 2 月

私が実家にいた頃に、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、結婚後は、区役所から通知された保険料を私がまとめて納付したので未納はない。国民年金に未加入とされている昭和 62 年 2 月の転職の合間の期間の保険料については、妻が納付したのではないかと思う。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされ、申立期間④が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間はいずれもそれぞれ 1 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付を行って来ていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 59 年 12 月頃に払い出されており、この払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、当該期間に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたとする妻は、当該期間の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であるほか、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月及び同年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月から17年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月から17年3月まで  
私は、平成16年3月に大学院を卒業後、すぐに申立期間の国民年金保険料の免除申請をしていたはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は大学院を卒業してすぐに区役所で申立期間の国民年金保険料の免除申請を行ったと説明しており、申立人は、学生時代の20歳になった平成11年\*月から12年3月までの期間は免除申請を、学生納付特例制度の開始当初である同年4月から大学院を卒業する16年3月までの全期間は学生納付特例申請を、申立期間直後の平成17年度以降21年度までの期間は免除申請を行っていることがオンライン記録で確認できる。

また、年金事務所が保管していた申立人の平成17年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請書(控)では、平成15年及び16年の所得が無いことが確認できるほか、申立人は学生時代及び卒業後は就職せずに夫の両親や親戚等の援助で生計を立て、毎年、免除申請をしていたと具体的に説明しているなど、申立人が申立期間の保険料の免除申請を行わなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正し、また、52年4月から同年12月までの保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年3月まで  
② 昭和52年4月から同年12月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料を重複して納付しており、当該重複分の保険料については昭和55年3月に還付を受けているとされているが、還付を受けた記憶は無く、申立期間①の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

また、申立期間②の保険料については、時効後の納付であったとして55年3月に当該保険料を還付の上、当該期間は保険料の未納期間として処理されているが、私は、当該期間の保険料の還付を受けた記憶は無く、納付書によりきちんと支払い、領収証書も所持している。当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する納付書・領収証書によれば、申立期間①に係る納付書が二重に発行され、申立人は、それぞれの当該期間に係る国民年金保険料を昭和53年1月4日及び54年3月19日に重複して納付していることが確認できる。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳（以下「特殊台帳」という。）及びA市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間①の保険料の還付をうかがわせる記載があるものの、当該特殊台帳等に記載された還付金額は、当該期間の実際に納付された保険料額と相違している。

さらに、申立人の申立期間①に係る還付整理簿は保管されておらず、還付決議日及び保険料の還付日を確認することができない。その上、前述の重複納付が発生した昭和54年3月19日の直後の時点においては、52年4月以降の期間は保険料の未納期

間であり、重複納付された保険料を当該未納期間に充当することが可能であった。

以上のことから、申立期間①に係る納付書の二重発行及び重複納付された保険料の還付に関する行政側の事務処理が適切に行われていなかった状況が見られる。

- 2 申立期間②については、申立人が所持する納付書・領収証書によれば、申立人は、当該期間を含む昭和52年4月から53年3月までの期間の保険料を55年3月24日に過年度納付していることが確認できる。

また、申立人に係る特殊台帳及びA市の被保険者名簿には、申立期間②の保険料の還付をうかがわせる記載があるものの、申立期間①と同様に申立期間②に係る還付整理簿が保管されていないため、還付決議日及び保険料の還付日を確認することができない。その上、前述1のとおり、申立期間①に係る保険料の重複納付の直後の時点において、同保険料を未納期間であった申立期間②の保険料として充当していれば、申立期間②に係る時効後の納付も発生しなかったものと考えられる。加えて、申立期間②に係る時効後に納付された保険料は、時効後の納付であるとして特殊台帳に還付と記載された55年3月の時点においては、未納期間であった53年4月以降の期間に充当することが可能であるにもかかわらず、行政側において充当処理が行われていない。

以上のことから、申立期間①に係る重複納付された保険料の申立期間②への行政側の充当及び申立期間②の保険料の還付に係る行政側の事務処理がそれぞれ適切に行われていなかった状況が見られる。これらのことを踏まえると、時効後に納付された申立期間②に係る保険料は、申立人に瑕疵は無く、行政側の不適切な事務処理に起因するものであると考えられることから、納付されたものと推認するのが合理的である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認められ、また、申立期間②の保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月まで

私は、会社を退職して結婚したが、結婚当初は夫の被扶養者ではなかったので国民年金に加入し、退職してから夫の被扶養者となる直前までの昭和 61 年 10 月から 62 年 5 月までの 8 か月分の国民年金保険料をまとめて 1 回で納付した。62 年 4 月及び同年 5 月の保険料は納付済みなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和 62 年 5 月に転居する前に申立期間の国民年金保険料を前住所地で納付したと説明しており、申立人が転居する前に居住していた市の国民年金被保険者名簿には、申立人がまとめて納付したとする同年 4 月及び同年 5 月の保険料が納付済みとなっていることが確認できること、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年 4 月頃に払い出されており、当該払出時点で、申立期間を含む 61 年 10 月から 62 年 5 月までの 8 か月分の保険料をまとめて現年度納付することは可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から同年12月までの期間、61年4月から同年6月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年7月から同年9月まで  
② 昭和58年1月から59年3月まで  
③ 昭和60年10月から同年12月まで  
④ 昭和61年4月から同年6月まで  
⑤ 昭和62年1月から同年6月まで

私の父は、私が20歳になった昭和36年\*月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれており、43年7月に婚姻した後は私か妻のどちらかが夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間当時は経営していた店も順調であり、保険料を払わないことはないはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③、④及び⑤のうち昭和62年1月から同年3月までの期間については、申立人の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に納付していたと説明する申立人の妻は、これらの期間の保険料がいずれも納付済みとなっているほか、申立期間③及び④は、3か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び⑤のうち昭和62年4月から同年6月までの期間については、申立人及びその妻が、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及びその妻は、当該期間に係る保険料の納付場所、納付頻度、納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧であるほか、一緒に保険料を納付していたとする妻も当該期間の保険料が未納であるなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月から同年 12 月までの期間、61 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 62 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月、11年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月  
② 平成11年2月及び同年3月

私は、平成5年11月まで勤務していた会社を退職した後は、派遣会社に登録して勤務することにしたため、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。転居のたびに納付場所を変更し、保険料を納期限までに納付できず、督促されて遡って納付したこともあったが、保険料は全て納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

申立期間①については、1か月と短期間であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間より前の平成5年12月から6年2月までの期間に払い出されていることが確認でき、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、2か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである上、オンライン記録によると、当該期間直前の平成11年1月分の保険料を同年8月17日に過年度納付、当該期間直後の同年4月から同年9月までの期間の保険料を12年2月に現年度納付していることが確認でき、それぞれの納付時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年5月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から51年4月まで  
② 昭和51年5月から52年2月まで  
③ 昭和53年10月から55年3月まで

私の母は、実家がある市で私の国民年金保険料を納付してくれており、私は申立期間の保険料の領収証書を所持している。申立期間①及び③について保険料の還付を受けた記憶は無く、申立期間②については領収証書を所持しているので、申立期間①及び③の保険料が還付済みとされていること、及び申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料は実家の母親が納付してくれていたと説明しており、申立期間を含む昭和49年度の保険料を4期に分けて納付した領収証書及び50年度から54年度までの各年度の保険料に係る前納領収証書を所持しており、これらの納付済保険料のうち、申立期間①及び②の昭和49年4月から52年2月までの期間の保険料と申立期間③の53年10月から55年3月までの期間の保険料がそれぞれ厚生年金保険加入期間であることを理由に同年4月5日に還付決議されていることが還付・充当・死亡一時金等リスト(58年12月20日時点で作成)で確認できるものの、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は51年5月1日であることから、当該期間は、本来国民年金の強制加入被保険者となる期間であり、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が認められ、保険料が還付される前は納付済期間であったことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと考えるのが妥当である。

しかしながら、申立期間①及び③については、これらの期間は厚生年金保険被保険者

期間であり、これらの期間の納付済保険料が還付決議されていることについて特に不自然、不合理な点は見られず、これらの期間の保険料を含む上記の2回の還付処理自体を疑わせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 5 月から 52 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月まで  
② 昭和 62 年 2 月及び同年 3 月  
③ 昭和 62 年 7 月から同年 9 月まで  
④ 昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 58 年頃に会社勤務を辞めたので、私の夫が私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間①、②、③及び④に係る国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人が居住していたA区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 58 年 10 月に払い出されていることが確認でき、当該期間は、国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は当該期間に係る自身の保険料が納付済みであることから、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、当該期間は 2 か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の保険料は、納付済みである。

2 一方、申立期間①、③及び④については、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫の当該期間に係る保険料は、未納であることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人の夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、申立人の当該期間における保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間における保険料の納付方法及び納付金額について、「もう古いことなので、細かいことは記憶していないし、また、当時の

資料も所持していない。」と述べている。

このほか、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から同年 9 月まで  
② 昭和 58 年 10 月から同年 12 月まで

私は、いつか忘れたが会社退職後、区の出張所で国民年金の加入手続を行った。送られてきた納付書のとおり申立期間①及び②の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、昭和 60 年 12 月頃に払い出されていることが推認でき、当該期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点においては、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、当該期間は 3 か月と短期間であり、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、保険料の納付済期間のうちの 139 か月の期間については、付加保険料も含めて納付している。これらのことから、申立人の保険料の納付意識は高いものと考えられ、また、申立人から提出された昭和 60 年の賃金台帳における収入の記録を踏まえると当該期間の保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さは見られない。

2 一方、申立期間①については、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、当該期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。また、申立人に足して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)が無い。

このほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 57 年 3 月まで

私の母は、昭和 58 年頃に国民年金の加入手続をしてくれ、市の窓口で 2 年分の国民年金保険料を遡って納付することができるというので、資金は私が出して母が金融機関で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 58 年 1 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立人が居住している市では、58 年頃は過年度納付の希望があった場合は手書きで納付書を交付していたと思うとしていること、申立人の母親は、申立期間の保険料を金融機関で納付したとしており、母親が納付したとする金融機関は、申立期間当時開設され、保険料収納業務を行っていたこと、申立人の母親は、42 年 8 月に国民年金に任意加入し 60 歳に到達するまで保険料を完納しており、さらに 60 歳到達後の平成 2 年 7 月から国民年金に任意加入していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで

私は、国民年金に加入後、国民年金保険料の未納がないように気をつけて納付してきました。申立期間前後の期間の保険料が納付済みであるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、3 か月、6 か月とそれぞれ短期間であり、申立人は、昭和 53 年 7 月に国民年金に任意加入した以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、いずれの申立期間もその前後の期間の保険料は納付済みであるほか、申立人及びその夫は申立期間及びその前後の期間を通じて住所や職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間前の平成8年10月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人の保険料を納付していたとする母親は、保険料は金融機関の窓口で毎月納付していたと説明しており、9年4月から11年4月までの期間の保険料は全て翌月に納付されたことがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から51年3月まで  
② 昭和51年10月から52年11月まで

私は、昭和46年\*月頃に国民年金の加入手続きを行い、送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は14か月と比較的短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、昭和54年6月の保険料は同年10月18日に還付決議されているが、この還付決議時点で当該期間が未納期間とされていた場合、当該期間の保険料に充当されるべきであったにもかかわらず、充当処理が行われていないなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は20歳となった昭和46年\*月頃に国民年金の加入手続きを行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の53年1月に払い出されており、この払出時点では当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は当該期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無く、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成 16 年 3 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された期末手当支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記期末手当支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 200 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
18941	男		昭和27年生		9万 5,000円
18942	男		昭和32年生		10万 9,000円
18943	男		昭和29年生		10万 7,000円
18944	男		昭和39年生		9万 円
18945	男		昭和36年生		10万 4,000円
18946	男		昭和36年生		9万 7,000円
18947	男		昭和27年生		11万 8,000円
18948	男		昭和36年生		10万 3,000円
18949	男		昭和31年生		9万 8,000円
18950	男		昭和33年生		10万 7,000円
18951	男		昭和32年生		10万 8,000円
18952	男		昭和28年生		12万 円
18953	男		昭和30年生		11万 6,000円
18954	男		昭和20年生		11万 5,000円
18955	男		昭和37年生		10万 2,000円
18956	男		昭和28年生		11万 6,000円
18957	男		昭和19年生		13万 2,000円
18958	男		昭和30年生		10万 4,000円
18959	男		昭和31年生		11万 1,000円
18960	男		昭和37年生		9万 5,000円
18961	男		昭和31年生		10万 8,000円
18962	男		昭和20年生		11万 4,000円
18963	男		昭和30年生		11万 4,000円
18964	男		昭和33年生		10万 6,000円
18965	男		昭和27年生		11万 7,000円
18966	男		昭和29年生		11万 7,000円
18967	男		昭和33年生		10万 円
18968	男		昭和32年生		10万 8,000円
18969	男		昭和35年生		10万 6,000円
18970	男		昭和36年生		9万 7,000円
18971	男		昭和30年生		8万 7,000円
18972	男		昭和28年生		10万 9,000円
18973	男		昭和30年生		11万 2,000円
18974	男		昭和22年生		12万 6,000円
18975	男		昭和30年生		11万 2,000円
18976	男		昭和31年生		11万 円
18977	男		昭和34年生		9万 6,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
18978	男		昭和29年生		10万 3,000円
18979	男		昭和20年生		11万 1,000円
18980	男		昭和29年生		11万 6,000円
18981	男		昭和33年生		10万 7,000円
18982	男		昭和20年生		10万 6,000円
18983	男		昭和32年生		10万 8,000円
18984	男		昭和25年生		11万 1,000円
18985	男		昭和31年生		9万 9,000円
18986	男		昭和29年生		11万 1,000円
18987	男		昭和41年生		8万 7,000円
18988	男		昭和32年生		10万 1,000円
18989	男		昭和20年生		11万 1,000円
18990	男		昭和22年生		11万 1,000円
18991	男		昭和24年生		11万 9,000円
18992	男		昭和25年生		11万 1,000円
18993	男		昭和28年生		11万 1,000円
18994	男		昭和28年生		11万 2,000円
18995	男		昭和30年生		10万 円
18996	男		昭和19年生		9万 4,000円
18997	男		昭和21年生		11万 1,000円
18998	男		昭和27年生		11万 8,000円
18999	男		昭和31年生		9万 7,000円
19000	男		昭和31年生		9万 4,000円
19001	男		昭和34年生		9万 7,000円
19002	男		昭和32年生		9万 3,000円
19003	男		昭和23年生		11万 1,000円
19004	男		昭和32年生		10万 9,000円
19005	男		昭和28年生		10万 9,000円
19006	男		昭和19年生		11万 7,000円
19007	男		昭和25年生		11万 円
19008	男		昭和27年生		9万 2,000円
19009	男		昭和33年生		10万 8,000円
19010	男		昭和23年生		11万 2,000円
19011	男		昭和29年生		10万 円
19012	男		昭和21年生		9万 4,000円
19013	男		昭和31年生		10万 6,000円
19014	男		昭和35年生		9万 5,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
19015	男		昭和30年生		10万 1,000円
19016	男		昭和35年生		8万 8,000円
19017	男		昭和33年生		9万 5,000円
19018	男		昭和34年生		9万 4,000円
19019	男		昭和30年生		9万 6,000円
19020	男		昭和25年生		10万 4,000円
19021	男		昭和34年生		9万 9,000円
19022	男		昭和30年生		11万 5,000円
19023	男		昭和31年生		10万 3,000円
19024	男		昭和29年生		11万 5,000円
19025	男		昭和31年生		11万 3,000円
19026	男		昭和31年生		10万 6,000円
19027	男		昭和29年生		11万 7,000円
19028	男		昭和26年生		10万 5,000円
19029	男		昭和34年生		10万 6,000円
19030	男		昭和28年生		11万 3,000円
19031	男		昭和34年生		10万 4,000円
19032	男		昭和21年生		14万 6,000円
19033	男		昭和27年生		12万 3,000円
19034	男		昭和25年生		12万 8,000円
19035	男		昭和24年生		12万 9,000円
19036	男		昭和24年生		12万 9,000円
19037	男		昭和27年生		11万 8,000円
19038	男		昭和36年生		10万 5,000円
19039	男		昭和34年生		10万 6,000円
19040	男		昭和26年生		10万 3,000円
19041	男		昭和33年生		10万 3,000円
19042	男		昭和24年生		12万 8,000円
19043	男		昭和32年生		10万 7,000円
19044	男		昭和28年生		10万 9,000円
19045	男		昭和31年生		9万 9,000円
19046	男		昭和23年生		12万 8,000円
19047	男		昭和38年生		9万 8,000円
19048	男		昭和31年生		11万 4,000円
19049	男		昭和26年生		11万 4,000円
19050	男		昭和27年生		12万 3,000円
19051	男		昭和23年生		11万 5,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
19052	男		昭和23年生		12万 9,000円
19053	男		昭和31年生		11万 3,000円
19054	男		昭和26年生		11万 5,000円
19055	男		昭和26年生		11万 8,000円
19056	男		昭和22年生		12万 4,000円
19057	男		昭和25年生		12万 8,000円
19058	男		昭和26年生		11万 3,000円
19059	男		昭和33年生		10万 6,000円
19060	男		昭和27年生		10万 8,000円
19061	男		昭和27年生		11万 9,000円
19062	男		昭和23年生		11万 9,000円
19063	男		昭和25年生		11万 3,000円
19064	男		昭和28年生		10万 7,000円
19065	男		昭和31年生		10万 3,000円
19066	男		昭和27年生		12万 2,000円
19067	男		昭和35年生		10万 6,000円
19068	男		昭和25年生		13万 1,000円
19069	男		昭和28年生		12万 4,000円
19070	男		昭和36年生		10万 3,000円
19071	男		昭和28年生		11万 7,000円
19072	男		昭和31年生		10万 7,000円
19073	男		昭和23年生		12万 4,000円
19074	男		昭和30年生		11万 6,000円
19075	男		昭和39年生		8万 8,000円
19076	男		昭和24年生		12万 8,000円
19077	男		昭和25年生		12万 1,000円
19078	男		昭和33年生		9万 円
19079	男		昭和21年生		13万 1,000円
19080	男		昭和24年生		12万 円
19081	男		昭和35年生		10万 7,000円
19082	男		昭和25年生		11万 9,000円
19083	男		昭和25年生		11万 3,000円
19084	男		昭和35年生		9万 3,000円
19085	男		昭和31年生		10万 7,000円
19086	男		昭和24年生		12万 2,000円
19087	男		昭和29年生		10万 4,000円
19088	男		昭和35年生		10万 2,000円



事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
19089	男		昭和35年生		10万 4,000円
19090	男		昭和27年生		10万 6,000円
19091	男		昭和25年生		11万 9,000円
19092	男		昭和34年生		9万 1,000円
19093	男		昭和23年生		12万 8,000円
19094	男		昭和30年生		11万 6,000円
19095	男		昭和29年生		11万 9,000円
19096	男		昭和20年生		11万 9,000円
19097	男		昭和30年生		11万 円
19098	男		昭和23年生		8万 3,000円
19099	男		昭和32年生		11万 7,000円
19100	男		昭和39年生		8万 2,000円
19101	男		昭和28年生		11万 4,000円
19102	男		昭和34年生		10万 5,000円
19103	男		昭和25年生		12万 4,000円
19104	男		昭和22年生		12万 9,000円
19105	男		昭和24年生		11万 5,000円
19106	男		昭和25年生		11万 9,000円
19107	男		昭和25年生		11万 2,000円
19108	男		昭和26年生		11万 7,000円
19109	男		昭和27年生		12万 4,000円
19110	男		昭和23年生		12万 3,000円
19111	男		昭和23年生		12万 6,000円
19112	男		昭和29年生		10万 1,000円
19113	男		昭和28年生		12万 2,000円
19114	男		昭和32年生		10万 6,000円
19115	男		昭和30年生		11万 8,000円
19116	男		昭和28年生		11万 4,000円
19117	男		昭和24年生		11万 4,000円
19118	男		昭和19年生		11万 2,000円
19119	男		昭和30年生		10万 7,000円
19120	男		昭和28年生		10万 7,000円
19121	男		昭和29年生		10万 5,000円
19122	男		昭和25年生		11万 8,000円
19123	男		昭和20年生		12万 3,000円
19124	男		昭和29年生		11万 3,000円
19125	男		昭和29年生		10万 7,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
19126	男		昭和42年生		8万 3,000円
19127	男		昭和34年生		10万 4,000円
19128	男		昭和21年生		13万 3,000円
19129	男		昭和31年生		9万 5,000円
19130	男		昭和30年生		10万 1,000円
19131	男		昭和36年生		10万 1,000円
19132	男		昭和23年生		12万 6,000円
19133	男		昭和23年生		11万 9,000円
19134	男		昭和29年生		11万 4,000円
19135	男		昭和21年生		11万 円
19136	男		昭和31年生		10万 6,000円
19137	男		昭和24年生		11万 2,000円
19138	男		昭和34年生		9万 3,000円
19139	男		昭和27年生		12万 2,000円
19140	男		昭和22年生		11万 7,000円

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 12 月 12 日は 9 万 7,000 円、18 年 12 月 11 日は 13 万 6,000 円、19 年 7 月 30 日は 12 万 5,000 円、同年 12 月 21 日及び 20 年 8 月 8 日はそれぞれ 15 万円、同年 12 月 12 日は 16 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 12 日  
② 平成 18 年 12 月 11 日  
③ 平成 19 年 7 月 30 日  
④ 平成 19 年 12 月 21 日  
⑤ 平成 20 年 8 月 8 日  
⑥ 平成 20 年 12 月 12 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支払明細書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「賞与支払明細書」において確認できる保険料控除額から、平成17年12月12日は9万7,000円、18年12月11日は13万6,000円、19年7月30日は12万5,000円、同年12月21日及び20年8月8日はそれぞれ15万円、同年12月12日は16万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 12 月 21 日及び 20 年 8 月 8 日はそれぞれ 10 万円、同年 12 月 12 日は 9 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 21 日  
② 平成 20 年 8 月 8 日  
③ 平成 20 年 12 月 12 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支払明細書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「賞与支払明細書」において確認できる保険料控除額から、平成 19 年 12 月 21 日及び 20 年 8 月 8 日はそれぞれ 10 万円、

同年12月12日は9万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 12 月 21 日及び 20 年 8 月 8 日はそれぞれ 10 万円、同年 12 月 12 日は 9 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 21 日  
② 平成 20 年 8 月 8 日  
③ 平成 20 年 12 月 12 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支払明細書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「賞与支払明細書」において確認できる保険料控除額から、平成 19 年 12 月 21 日及び 20 年 8 月 8 日はそれぞれ 10 万円、

同年12月12日は9万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果<標準賞与額>（別添一覧表参照）とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の<訂正前標準賞与額>（別添一覧表参照）とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 20 年 12 月 10 日の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成 20 年 12 月 10 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について誤った届出を行っていた。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤りにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 4 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	訂正前標準賞与額	標準賞与額
19144	女		昭和28年生		平成20年12月10日	25万 3,000円	31万 3,000円
19145	女		昭和36年生		平成20年12月10日	25万 3,000円	31万 3,000円
19146	女		昭和50年生		平成20年12月10日	24万 3,000円	29万 8,000円
19147	男		昭和56年生		平成20年12月10日	19万 6,000円	24万 円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C製作所における資格取得日に係る記録を昭和61年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月20日から同年4月1日まで  
A社C製作所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された給与明細書、B社C製作所から提出された在職証明書及び「従業員異動歴一覧」から判断すると、申立人は、昭和61年3月20日にA社本社から同社C製作所に異動して、申立期間も同社同製作所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って行い、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月1日から38年1月1日まで

A社に昭和37年11月頃入社したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が38年1月1日と記録され、加入月数は24か月しかない。37年11月分から40年1月分までの給料支払明細書(38年1月分を除く。)を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給料支払明細書により、申立人は昭和37年11月1日から同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和37年11月の標準報酬月額については、同年12月分の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、1万2,000円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、給料支払明細書の無い昭和37年12月の標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日(昭和37年5月1日)から同年中までに被保険者資格を取得している従業員33名のうち、継続して38年1月に勤務している従業員20名全員の標準報酬月額は37年11月及び同年12月において変更が無く、申立人も同様に同年12月の標準報酬月額は変更がなかったものと推認できることから、上記同年12月分の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、連絡の取れる同社の取締役は不明と供述

している上、事業主は死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年10月1日から同年11月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る社員名簿等により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における昭和40年11月の事業所別被保険者名簿の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料を保管していないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年3月から同年6月までは28万円、同年7月から6年4月までは36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から6年5月1日まで  
A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額と相違している。申立期間の一部について銀行預金通帳を保管しており、毎月約30万円が振り込まれていることが確認できるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年3月から同年6月までは28万円、同年7月から6年4月までは36万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年5月1日より後の同年7月27日付けで、遡って8万円に減額訂正されている上、申立人の夫である同社の当時の事業主も、同様に標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の当時の事業主は、申立期間当時は社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員から、遡って標準報酬月額を引き下げる手続を提案され、了承した旨回答している。

さらに、申立人が提出した平成5年5月から6年6月までの銀行預金通帳では、A社から、毎月約30万円が振り込まれていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本では、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、同社の当時の事業主及び申立期間に同社で勤務した複数の従業員は、申立人は内装工事監理を担当しており、厚生年金保険手続は別の従業員が担当していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められな

いことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年3月から同年6月までは28万円、同年7月から6年4月までは36万円に訂正することが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和52年4月1日、資格喪失日が54年7月1日とされ、当該期間のうち申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年6月1日から同年7月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同研究所は、平成9年に社会保険事務所(当時)に資格喪失日の事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出のあった人事記録及び申立人が記載した退職願により、申立人は同社に昭和54年6月30日まで勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「当社の給与は末日締め当月20日払、保険料は翌月控除であるが、末日退職者については退職月の給与から2か月の保険料を控除しており、申立人の昭和54年6月の厚生年金保険料は控除している。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年5月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成9年5月30日に申立

期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 54 年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和50年4月1日、資格喪失日が54年1月1日とされ、当該期間のうち申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年12月1日から54年1月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は、平成9年に社会保険事務所(当時)に資格喪失日の事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出のあったA社の人事記録及び申立人が記載した退職願により、申立人は同社に昭和53年12月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「当社の給与は末日締め当月20日払、保険料は翌月控除であるが、末日退職者については退職月の給与から2か月の保険料を控除しており、申立人の昭和53年12月の厚生年金保険料は控除している。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年11月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成9年5月30日に申立

期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 53 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和37年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から同年5月1日まで  
D社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社からA社に異動したが、D社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する人事記録から判断すると、申立人が申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和37年4月1日にD社からA社C工場、同年5月1日にA社C工場から同社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のD健康保険組合に係る記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記

録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年9月25日から21年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を、18年9月から20年5月までは50万円、同年6月から21年1月までは56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成21年2月1日から同年6月11日までの期間について、標準報酬月額の改定の基礎となる20年7月から同年9月までは標準報酬月額56万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を56万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月25日から21年6月11日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成 18 年 9 月 25 日から 21 年 2 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を適用し、同年 2 月 1 日から同年 6 月 11 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間のうち、平成 18 年 9 月 25 日から 21 年 2 月 1 日までの期間について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成 18 年 9 月から 19 年 4 月まで及び同年 12 月から 21 年 1 月までの標準報酬月額については、給与明細書等において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、18 年 9 月から 19 年 4 月まで及び同年 12 月から 20 年 5 月までは 50 万円、同年 6 月から 21 年 1 月までは 56 万円とすることが妥当である。

また、当該期間のうち、平成 19 年 5 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、申立人は給与明細書等を保有していないが、同年分の所得税の確定申告書において確認できる社会保険料控除額から判断して、50 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、上記給与明細書等及び確定申告書において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が平成 18 年 9 月から 21 年 1 月までの長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書等及び確定申告書において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成 21 年 2 月 1 日から同年 6 月 11 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、26 万円と記録されている。

しかし、給与明細書等によると、当該期間の標準報酬月額の変動の基礎となる平成 20 年 7 月から同年 9 月までは標準報酬月額 56 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を 56 万円に訂正することが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和24年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,800円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正6年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年2月15日から同年4月20日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に夫婦で同社B工場から同社C工場に異動したが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の回答及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和24年2月15日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社C工場は、昭和24年4月20日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人は、同社C工場が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社B工場において被保険者資格を有していたものと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和24年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、4,800円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和24年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 明治42年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年2月15日から同年4月20日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に夫婦で同社B工場から同社C工場に異動したが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の回答及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和24年2月15日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社C工場は、昭和24年4月20日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人は、同社C工場が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社B工場において被保険者資格を有していたものと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和24年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における資格喪失日は昭和45年1月27日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月27日から52年3月3日まで  
② 昭和44年3月26日から45年1月27日まで

年金記録の照会をしたところ、A社における厚生年金保険被保険者期間が昭和44年3月から52年3月までとなっていたが、45年1月からはB社に勤務し、また、48年4月からはC社に勤務していたことなどからも、申立期間①について、A社に勤務していることはあり得ないので、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

また、昭和52年4月26日に申立期間①及び②に係る脱退手当金が支給された記録があることも知ったが、前述したとおり、A社には45年1月までしか勤務しておらず、脱退手当金を受給するはずはないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者期間は、申立期間①及び②を合わせた昭和44年3月26日から52年3月3日までとなっているが、申立人の主張のとおり、45年1月27日から47年8月21日まではB社、48年4月1日から49年2月1日まではC社においても、申立人に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる。しかしながら、申立人は、A社、B社及びC社ではいずれも工場勤務しており、いずれの工場でも就業時間が9時から17時までであったと供述していること、また、申立人がこれらの会社に勤務したのは、10代から20代にかけてであり、役員等としてではなく、一般の従業員であったと考えられることなどから、申立

人が、A社とB社又はC社とに同時に勤務していたとは考え難い。

また、申立人のA社における勤務については、申立人と同社の社員寮で同室であった同僚が、「申立人が16歳で同社に入社し、私より先に退職したことを覚えている。在職期間は1年足らずであった。」と供述しており、申立期間①以前の期間（申立期間②）に係る勤務であったことが推認できる。

このため、申立人は、申立期間①において、A社に勤務していなかったものと認められる。

さらに、申立人は、昭和47年10月\*日に婚姻しているが、A社の事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は旧姓のままであり、申立人が49年\*月に出産しているにもかかわらず、出産の翌月である同年\*月及び同年10月に2度も報酬月額が上がっていることなどを踏まえると、当該名簿の記録は、申立人のものとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和45年1月26日にA社を退職し、申立期間①については、同社における勤務及び事業主による厚生年金保険料の控除が無かったものと認められる。

このため、申立人のA社における資格喪失日に係る記録については、昭和52年3月3日から45年1月27日に訂正することが必要である。

- 2 オンライン記録では、申立人について、A社に勤務していたとされる申立期間①及び②の被保険者期間に対して、昭和52年4月26日に脱退手当金が支給決定されているが、上記1のとおり、申立人は、申立期間①について、同社に勤務していたとは認められないことから、申立期間①直後の同年4月26日に申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは考えられない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 1 日から 43 年 8 月 21 日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金が支給されていることを知った。  
しかし、会社からは、脱退手当金についての説明は無く、受給した覚えも無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 9 か月後の昭和 45 年 5 月 8 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の 3 回の厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、支給決定前の 4 回の被保険者期間のうち、最初に勤務した事業所に係る被保険者期間を含む 3 回の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から34年2月15日まで  
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、脱退手当金の説明は無く、受給した記憶も無いので、支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年後の昭和37年3月10日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の最初に厚生年金保険被保険者となった期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、A区にあるB医院に医師として勤務していたとしており、C市にあるB医院で被保険者記録のある同僚が、「申立人は、当時、A区にある同医院に医師として勤務していた。」と供述していることから、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ16万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月15日  
② 平成20年8月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳及び申立人が提出した給与振込口座の取引明細表から、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①については、A社は、平成19年9月15日に賞与を支給したとして、当該日で事後訂正の届出を行っているが、申立人が提出した上記取引明細表から、同年8月15日に賞与が支給されたことが確認できる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、賞与台帳において確認できる保険料控除額から、それぞれ16万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和50年9月から同年11月まで、51年1月から同年3月まで、同年10月及び同年12月から52年9月までについて、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、50年9月から同年11月まで並びに51年1月及び同年2月は19万円、同年3月は20万円、同年10月及び同年12月から52年9月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月1日から同年8月1日まで  
② 昭和50年9月1日から52年10月1日まで

A社に勤務した申立期間①の資格取得日が相違し、B社に勤務した申立期間②の標準報酬月額が相違している。各申立期間の給料支払明細書等を提出するので、申立期間①の資格取得日及び申立期間②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に当該期間も継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が提出したA社に係る給与明細書から、5か月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、オンライン記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日は昭和49年8月1日、資格喪失日は同年12月20日と記録され、被保険者月数が4か月とされている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、厚生年金保険の記録における資格取得日はC厚生年金基金に係る加入員記録における資格取得日と同じ昭和49年8月1日となっており、同厚生年金基金は、「社会保険事務所（当時）への届出用紙は複写式であった。」旨供述していることから、同厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間②のうち、昭和50年9月から同年11月まで、51年1月、同年3月、同年10月、同年12月及び52年1月、同年3月から同年9月までの標準報酬月額については、申立人が提出したB社の給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、50年9月から同年11月まで及び51年1月は19万円、同年3月は20万円、同年10月、同年12月及び52年1月並びに同年3月から同年9月までは22万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、昭和51年2月及び52年2月の標準報酬月額について、申立人は保険料控除を確認できる給料支払明細書を保有していないものの、上記給料支払明細書で確認できる保険料控除額から、51年2月については、その前の期間と同額の保険料が控除されていたと認められ、52年2月においても、その前後の期間と同額の保険料が控除されていたと認められることから、51年2月は19万円、52年2月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録及びB社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和50年12月、51年5月から同年9月まで及び同年11月の標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録及び上記被保険者名簿で確認できる標準報酬月額と一致又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、昭和51年4月の標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録及び上記被保険者名簿で確認できる標準報酬月額より高額であるが、当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級がオンライン記録等と同額の20万円であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

このほか、申立期間②のうち、昭和50年12月、51年4月から同年9月まで及び同年11月について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から5年10月1日まで  
② 平成7年9月1日から10年9月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合ったものとなっていない。給料は26万円であったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から5年5月までは26万円と記録されていたところ、同年6月7日付けで、3年10月に遡って8万円に減額訂正が行われている上、同社において同様の処理が行われている者がほかに8人確認できる。

一方、A社に係る閉鎖登記簿謄本等により、申立人は、当該期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、取締役であったことが確認できる。

しかしながら、上記処理について、A社の当時の経理担当専務取締役は、同社は厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所の担当者との相談の上、役員及び従業員の標準報酬月額を遡って減額する届出書を提出したが、申立人には当該処理を伝えておらず、申立人は社会保険事務には関与していなかった旨回答している。

また、A社の経理を受託していた税理士は、同社における決裁は事業主が行っていたと思われるが、経営は主として上記経理担当専務取締役が行っており、申立人は非常勤であることから、社会保険事務には関与していなかったと思う旨回答している。

これらを総合的に判断すると、平成5年6月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考えるが、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められ

ない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年10月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年9月30日）より後の平成10年10月13日付けで、7年9月に遡って9万2,000円に減額訂正が行われている上、同社において同様の処理が行われている者がほかに3人確認できる。

一方、A社に係る閉鎖登記簿謄本等により、申立人は、当該期間の一部期間において取締役であったが、上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時には、取締役を辞任していることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票によると、同社は当時、保険料を滞納していたことが確認できるところ、社会保険事務所の担当者と面談又は電話で滞納保険料の納付について対応していたことが確認できるのは同社の事業主及び経理担当専務取締役であり、申立人の関与をうかがわせる記述は確認できない。

さらに、上記経理担当専務取締役及び同社の経理を受託していた税理士は、申立人は当該期間当時、社会保険事務所に関与していなかった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成10年10月13日付けで行われた当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件4件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
19189	男		昭和21年生		平成18年12月11日	30万 円
					平成20年12月19日	30万 円
19190	女		昭和24年生		平成18年12月11日	30万 円
					平成20年12月19日	30万 円
19191	男		昭和43年生		平成18年12月11日	30万 円
					平成20年12月19日	30万 円
19192	男		昭和48年生		平成18年12月11日	30万 円
					平成20年12月19日	30万 円

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年4月6日から同年8月30日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成6年8月30日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人の申立期間のうち、平成6年9月1日から8年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、6年9月及び同年10月は53万円、同年11月から8年9月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

加えて、申立人は、申立期間のうち、平成8年10月1日から同年12月16日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月6日から同年8月30日まで  
② 平成6年8月30日から同年9月1日まで  
③ 平成6年9月1日から8年12月16日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間③について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に見合ったものとなっていないので、正



しい記録に訂正してほしい。

また、A社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年7月23日）より後の平成8年9月3日付けで、6年4月に遡って8万円へと減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所において、上記標準報酬月額の遡及減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及びA社における当時の複数の従業員による供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成6年9月1日にA社からB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の上記訂正後の平成6年7月の標準報酬月額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関連資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③のうち、平成6年9月から8年9月までの期間については、オンライン記録によると、B社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、6年9月及び同年10月は53万円、同年11月から7年12月までは59万円と記録されていたところ、8年1月31日付けで、申立人を含む3人について、一度記録された7年10月の定時決定が取り消された上で、6年9月遡って減額訂正されており、申立人の場合9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、B社に係る商業登記簿謄本等により、申立人は、上記標準報酬月額の減額訂正が行われた当時、取締役であったことが確認できるが、当該登記簿謄本により同様に取締役であったことが確認できる申立人の同僚及び同社の当時の複数の従業員は、

いずれも、申立人は営業を担当しており、社会保険事務の執行権限を有していなかった旨供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の変及訂正処理に関与していなかったものと認められる。

さらに、B社の事業主は、平成8年1月頃の会社の経営状況は良くなく、社会保険料の一部滞納があった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において平成8年1月31日付けで行われた標準報酬月額の変及訂正処理は事実上即したものと考えることは難しく、申立人について当該処理を行う合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該変及訂正処理の結果として記録されている申立人の6年9月から8年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、6年9月及び同年10月は53万円、同年11月から8年9月までは59万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間③のうち平成8年10月及び同年11月については、当該変及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月）で9万2,000円と記録されているところ、当該処理については上記変及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかしながら、申立人は給与明細書等を保有していないものの、申立人と同様の変及訂正処理が行われた、同じ営業担当である取締役から提出されたB社発行の平成8年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額は、変及訂正前の標準報酬月額に基づく12か月分の厚生年金保険料及び健康保険料に雇用保険料を加えた額とほぼ一致することが確認できる。

このことから、B社において、上記同僚と同様に営業担当であった申立人も平成8年10月及び同年11月に係る厚生年金保険料の控除について、当該同僚と同様の扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の上記訂正後の平成8年9月の標準報酬月額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間④のうち、昭和 51 年 3 月 30 日から同年 6 月 30 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 6 月 30 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 3 月 20 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 20 年 11 月 1 日から 24 年 2 月まで  
③ 昭和 50 年 12 月から 51 年 2 月 21 日まで  
④ 昭和 51 年 3 月 30 日から同年 7 月まで

B 社 (現在は、C 社) 又は D 社 (現在は、E 社) F 工場に勤務した申立期間①、B 社、D 社又は G 社に勤務した申立期間②並びに A 社に勤務した期間のうち申立期間③及び④の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれ勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④のうち、昭和 51 年 3 月 30 日から同年 6 月 30 日までの期間について、雇用保険の加入記録、申立人から提出された同年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び給与支払明細等から判断すると、申立人は、当該期間において A 社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間④のうち、昭和 51 年 6 月 30 日から同年 7 月までの期間について、オンライン記録によると、A 社は、同年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、上記の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において、当該期間の厚生年金保険料の控除が確認できない上、申立人から提出された H 社の給与支給明細によると、同社は、A 社がビル管理をしていた I ビルの管理人として申立人に昭和 51 年 6 月分及び同年 7 月

分（22日分）を「元A社給与手取額立替分」として同年7月22日に支給していることが確認できる。

さらに、A社は、既に解散しており、事業主からは回答が得られないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらのことから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、昭和51年3月から同年5月までの標準報酬月額については、上記の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における保険料控除額及び申立人のA社における同年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、事業主から回答が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人は、B社又はD社F工場に、申立期間②について、B社、D社又はG社に勤務していたと申し立てている。

しかし、C社及びE社は、いずれも申立人の雇用の有無、厚生年金保険料の控除及び納付については不明と回答していることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は戦災により焼失しており、戦後再調製された年金手帳番号払出簿により申立人の前後に年金手帳番号が払い出されている従業員33人について連絡先を調査したところ、連絡先を確認できた者はいない。さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①又は②に被保険者記録があり連絡先が判明した従業員に照会したところ、回答のあった全員が申立人のことを記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②に被保険者記録があり連絡先が判明した従業員に照会したところ、回答のあった全員が申立人のことを記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

また、昭和22年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となったG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の同年10月1日から24年7月1日までの期間における健康保険証の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びD社F工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の申立人の記録はオンライン記録と一致している。

申立期間③について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に解散しており、事業主からは回答が得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間に被保険者記録があり連絡先が判明した従業員7人に照会したところ、回答のあった3人は申立人を記憶していないことから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、昭和51年2月21日から同年6月30日までとなっており、申立人は申立期間③において被保険者となっていない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 55 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20 万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

A社C支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 55 年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票により、同年 6 月 30 日まで同社に勤務していたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事カード、B社企業年金基金の加入記録、雇用保険の加入員記録、申立人が保管していた厚生年金基金加入員証及び昭和 55 年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票から判断すると、申立人が申立期間にA社C支店に勤務していたことが認められる。

また、B社は、「当時の確認可能な資料は保存されていないが、人事カードの退職年月日欄には、昭和 55 年 6 月 30 日と表示されているので、事業主としては、当然、資格喪失日を同年 7 月 1 日として届出し、保険料は空余したと思われる。」と回答している。

さらに、B社は、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出用紙について、当時は複写式の様式を使用していたと聞いているとしている。

加えて、B社企業年金基金から提出されたB社企業年金基金加入員台帳により、申立人は、昭和 51 年 12 月 3 日に資格取得し、55 年 7 月 1 日に資格喪失していることが確認できる。また、同基金は、届出用紙は複写式であったと思われると回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 55 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 55 年 5 月の社会保険事務所の記録から、20 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和52年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月6日から同年10月21日まで

A社B工場に勤務していた期間のうち、D社（現在は、C社）に出向していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B工場に在籍しつつ、子会社のD社に出向していたと主張しているところ、申立人から提出された雇用保険被保険者離職票及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務し、同社同工場から給与を支給されていたことが認められる。

また、申立人が自身とほぼ同時期にA社B工場からD社に出向していたと記憶している同僚の厚生年金保険の記録は、A社において継続しており、厚生年金保険の空白期間が無いことが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和52年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険の資格喪失日がA企業年金基金の資格喪失日と同日であることから、同基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記

録したとは考え難く、事業主が昭和 52 年 8 月 6 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月及び同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が作成した在職証明書及び証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C工場から同社D工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、申立人のA社における申立期間以外の転勤時の資格の得喪日は1日であることから、昭和47年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和47年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の厚生年金保険に係る事務処理の誤りを認めていることから、事業主が昭和47年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和27年3月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月13日から29年1月18日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る職歴及びA社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和27年3月13日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和29年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 東京厚生年金 事案 19202 (事案 8670 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成4年6月から同年10月までを50万円、同年11月から7年5月までを44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から7年6月15日まで

A社に勤務した期間のうち、厚生年金保険の資格喪失日は平成6年10月31日と記録され、また、4年6月から6年9月までの標準報酬月額が引き下げられている旨を第三者委員会に申し立てたところ、社会保険事務所(当時)による、遡った記録訂正があるとして、資格喪失日及び標準報酬月額に係る年金記録の訂正が必要である旨の通知を受けた。申立期間の標準報酬月額については、当初の記録が26万円であることから、26万円に記録訂正が行われたが、今回、申立期間のうち4年8月分から同年12月分までの給与明細書が見つかり、標準報酬月額50万円に見合う保険料が控除されていたことが判明したので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、「i) 申立人の資格喪失日は、当初、平成7年6月15日と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月30日より後の8年1月8日付けで遡って6年10月31日と訂正されており、当該処理は有効なものとは認められないことから、資格喪失日に係る記録を訂正処理前の7年6月15日とする必要がある。ii) 申立人の標準報酬月額に係る記録は、当初、26万円とされていたところ、5年5月19日付けで資格取得日に遡って9万8,000円に訂正されているが、有効な記録訂正があったと認められないことから、4年6月から5年9月までの標準報酬月額を、当初の記録である26万円に訂正することが必要である。iii) 同年10月から7年5月までについては、同社は既に解散し、申立人も給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を所持していないことから、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年

金保険料を控除されていたと認めることはできない。」との当委員会の決定に基づき22年4月28日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、当初の決定後に、平成4年8月から同年12月までの給与明細書が新たに見つかったので、申立期間を正しい標準報酬月額に訂正してほしい旨の再申立てを行っている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成4年8月から同年12月までの期間における申立人の標準報酬月額については、申立人から当初の決定後に提出のあった上記給与明細書の保険料控除額から、同年8月から同年10月までは50万円、同年11月及び同年12月は44万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成4年6月及び同年7月、5年1月から7年5月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は、これを確認できる資料を所持していないが、A社において申立人と同様に当該遡及訂正処理により、資格取得時より標準報酬月額が減額された同僚から提出された給与明細書の厚生年金保険料控除額は、4年6月から同年10月まで、同年12月から6年7月まで及び7年5月について、オンライン記録の標準報酬月額より高額な標準報酬月額36万円に相当する額であることが確認できる。

さらに、申立人の標準報酬月額について、申立人と同様な職種、職位である別の同僚二人は、「申立期間における報酬額は50万円相当であった。」旨供述している。

このため、申立期間のうち、平成4年6月及び同年7月については、申立人が提出した同年8月分の給与明細書における報酬額に見合う標準報酬月額（50万円）に基づく保険料が継続して控除されていたと推認される。また、申立期間のうち、5年1月から7年5月までの期間については、申立人が提出した4年11月分及び同年12月分の給与明細書の報酬額（45万円）から判断すると、標準報酬月額44万円に見合う給与が継続して支払われていたと推認される。

以上のことから、申立人の当該期間における標準報酬月額については、平成4年6月及び同年7月は50万円、5年1月から7年5月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から6年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それより前の標準報酬月額と比べ低くなっている。そのため、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に係る標準報酬月額は、当初、平成4年10月の定時決定で53万円、5年8月の随時改定で53万円と記録されていたところ、7年3月30日付けで、遡って4年10月の随時改定として18万円、5年10月の定時決定として18万円に減額訂正され、6年10月の随時改定まで継続している上、同様の処理が他の役員についても確認できる。

しかしながら、申立人から提出のあった給与明細書により、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料が申立期間に給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社の複数の従業員が、上記減額訂正が行われた当時、経営状況が悪化し、資金繰りが厳しかった旨供述しており、さらに、一人の従業員は、「代表者からの指示により、社会保険事務所に滞納した保険料を納付に行かされたことが何回かあった。」と供述していることから、申立期間当時、同社には滞納保険料があったことがうかがえる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は同社の取締役であったことが確認できる。しかし、代表取締役及び複数の従業員は、申立人は取付け、施工の責任者として勤務し、社会保険の届出事務には権限を有していなかった旨供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、平成7年3月30日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるが、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額

を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成 16 年 1 月から同年 4 月までを 22 万円、同年 5 月を 15 万円、同年 6 月を 18 万円、同年 7 月を 13 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月 1 日から同年 12 月 12 日まで  
A 社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。「勤務明細報告書および支払明細書」を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、「勤務明細報告書および支払明細書」において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成 16 年 1 月から同年 4 月までは 22 万円、同年 5 月は 15 万円、同年 6 月は 18 万円、同年 7 月は 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、「勤

務明細報告書および支払明細書」において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、平成16年8月から同年11月までの期間については、「勤務明細報告書および支払明細書」において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月を 18 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 1 日から 52 年 9 月 1 日まで

A 社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支給額より低くなっている。一部期間の給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 51 年 4 月については、申立人が保管する A 社の給料支払明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（13 万 4,000 円）を超える報酬額（18 万 4,670 円）の支払を受け、当該報酬額に見合う標準報酬月額（18 万円）に見合う厚生年金保険料（5,220 円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額から、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社の事業主は、同社は既に閉鎖しており、当時の資料は無いものの、保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支給明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和48年9月から同年12月までの期間については、申立人は給料支払明細書を保有しておらず保険料控除額及び報酬月額について確認できないが、申立人が保管する同年分の給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることが推認できることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和49年1月から51年3月まで、同年5月から52年8月までの期間については、申立人は給料支払明細書等の資料を保有しておらず保険料控除額及び報酬月額について確認できない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を平成2年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月1日から同年6月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間の賃金台帳を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賃金台帳、雇用保険の加入記録及びA社の人事を担当しているC社が保管している労働者名簿から、申立人はA社に継続して勤務し（A社B工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の異動日については、C社の担当者は、「A社の転勤に伴う異動日は通常1日である。また、給与は毎月25日が支給日で、賃金台帳に記載されている勤務地記号は、給与明細書配付日時点の勤務地記号である。」としているところ、申立人に係る平成2年5月の賃金台帳にはA社B工場の、また、同年6月の賃金台帳には同社D工場の記号を確認することができることから、同社B工場における資格喪失日を同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年1月22日とし、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月22日から同年2月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、B支店から本社への異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された在職証明書・社報から判断すると、申立人は、昭和48年4月2日に同社に入社して以降、継続して勤務し（昭和52年1月22日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年2月の事業所別被保険者名簿の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、健康保険組合の被保険者資格取得日は昭和52年2月1日であり、厚生年金保険の記録における資格取得日と一致しており、健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を平成 11 年 8 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 59 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成 11 年 8 月 1 日に同社同支店からC社D支店への転籍はあったが、給与から保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、E社から提出された労働者名簿及び「年間賃金台帳」から判断すると、申立人は、A社B支店及び関連会社のC社D支店に継続して勤務し（平成 11 年 8 月 1 日にA社B支店からC社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「年間賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、59 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成 11 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は29万6,000円、同年12月3日は10万円、16年7月26日は14万円、同年12月7日及び18年7月31日はそれぞれ21万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月23日  
② 平成15年12月3日  
③ 平成16年7月26日  
④ 平成16年12月7日  
⑤ 平成18年7月31日

A社における被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間の「支給明細書・賞与」を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している「支給明細書・賞与」により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記「支給明細書・賞与」における賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年7月23日は29万6,000円、同年12

月3日は10万円、16年7月26日は14万円、同年12月7日及び18年7月31日はそれぞれ21万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の申立期間及びその後の期間における4人の元事業主に照会したが、いずれも賞与支払届の提出及び保険料の納付については不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 34 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A社に勤務している期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

グループ会社であるB社から提出のあった所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、34 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 52 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A社に勤務している期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

グループ会社であるB社から提出のあった所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、52 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 34 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A社に勤務している期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

グループ会社であるB社から提出のあった所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、34 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A社に勤務している期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

グループ会社であるB社から提出のあった所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日から 46 年 9 月 1 日まで  
平成 22 年 9 月頃に、日本年金機構から脱退手当金の支給記録に係る確認はがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人に対する脱退手当金の支給については、申立期間の前に厚生年金保険の被保険者となったA社、B社及びC社に係る被保険者期間について、その計算の基礎とされておらず、未請求期間となっている。

これについて、当該脱退手当金の支給手続時においては、申立期間直前のC社における被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間に係る被保険者記号番号と同一であることから、事務処理上、同社における被保険者期間が未請求期間となっていることは考え難い上、当該脱退手当金支給日の3日後には、C社に係る被保険者記号番号は、申立人が最初に厚生年金保険被保険者となったA社において払い出された被保険者記号番号に統合されており、これは、脱退手当金の請求に伴い、当該記号番号の統合が行われたものと考えられることから、その後の脱退手当金の追加支給も含めて、C社及びA社における被保険者期間が未支給期間として残っていることは、事務処理上不自然である。

また、申立人は、B社における被保険者期間とC社における被保険者期間の間に、婚姻して改姓していることから、同社及びD社における被保険者期間の申立人の氏名は、婚姻後の氏名で記録されているところ、上述の重複番号取消処理と同様に、当該脱退手当金の支給日直前に、申立人が最初に被保険者となったA社に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名が婚姻後の姓に変更されており、これは、脱退手当金

の請求に伴い当該姓の変更が行われたものと考えられることから、同社の被保険者期間が脱退手当金の未請求期間となっていることも、事務処理上不自然である。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているが、オンライン記録上、同社における被保険者期間の脱退手当金支給記録が無いことも、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間④及び⑤に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 30 日から 35 年 12 月 31 日まで  
② 昭和 35 年 12 月 31 日から 36 年 3 月 1 日まで  
③ 昭和 36 年 8 月 31 日から 40 年 1 月 31 日まで  
④ 昭和 41 年 9 月 1 日から 43 年 4 月 27 日まで  
⑤ 昭和 43 年 11 月 1 日から 45 年 2 月 10 日まで

平成 12 年 8 月に、社会保険事務所（当時）で自分の年金記録を確認したとき、脱退手当金の支給記録が昭和 40 年と 45 年の 2 回あることを初めて知った。そのときは、受給した記憶が無いのに変だと思ったが、記憶が曖昧だったために諦めた。しかし、今回、日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが来て、脱退手当金を受け取っていないと思われる方は第三者委員会に申立てができるとあったので、退職時に事業所からお金を受け取った記憶は無いことから、申し立てた。脱退手当金は 2 回とも受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④及び⑤に係る脱退手当金については、申立人が申立期間⑤に勤務していたA社の事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和 45 年 2 月の前後 5 年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある 4 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できる者は申立人のみであることから、同社の事業主が申立人に係る脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間③よりも後で申立期間④より前の 3 回の被保険者期間及び申立期間④と⑤との間にある 1 回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が 4 回もの被保

険者期間を失念するとは考え難い。

そして、未請求となっている事業所のうち、申立期間④と⑤との間にある1回の被保険者期間は、申立期間④及び⑤と同一の被保険者記号番号で管理されており、このような同一の被保険者記号番号の期間で未請求の期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給されたとされる昭和45年5月25日の約4か月前に再就職し、B共済組合の組合員となり、共済組合の被保険者となっていることを踏まえると、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④及び⑤に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間①、②及び③に係る脱退手当金については、オンライン記録において、当該脱退手当金が昭和40年6月15日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間③に勤務していたC社の事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年1月31日の前後3年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある8名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、4名について脱退手当金の支給記録が確認でき、その4名全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある同僚の一人は、「退職後に社会保険事務所へ手続に行ったことは無いので、会社が脱退手当金の手続をしたものと思う。」と供述していることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間③に係る上記事業所別被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月半後に支給決定されているとともに、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間が無いなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月1日から28年7月22日まで  
② 昭和28年11月1日から31年2月29日まで

平成19年に年金記録を調査してもらったときに、脱退手当金の支給記録があることを知らされたが、脱退手当金が支給されたとする当時は、A県からB県へ結婚により住居を変更したので受け取ることができなかつたはずだ。脱退手当金を受け取った記憶が無いので受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間①及び②に係る脱退手当金が昭和31年6月18日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間②において勤務していたC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、脱退手当金の支給記録が確認できるのは、申立人のみであることを踏まえると、同社が申立人の委任を受けて脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間より前の最初に厚生年金保険被保険者となった期間及び次に厚生年金保険被保険者となった期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、上記脱退手当金の支給決定日以前の4回の被保険者期間のうち、当該最初に被保険者となり45か月も勤務した期間及び次に被保険者となり22か月も勤務した期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の申立人の名前は、誤って記載されているところ、申立人が脱退手当金を請求したとすれば、正しい名前に訂正されていると考えられるが、当該訂正処理は行われていないことから、申立

人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月14日から36年8月1日まで  
平成14年9月頃、社会保険事務所(当時)での年金の裁定請求時に、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知らされた。受給した記憶は無いものの、役所の記録に間違いは無いだろうと思い諦めていたが、今回、日本年金機構から送付されたはがきに記載されている支給額に全く覚えが無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年8か月後の昭和39年4月9日に支給決定されたこととなっていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、脱退手当金支給決定日前に勤務した4事業所に係る厚生年金保険被保険者期間のうち、最初に勤務した事業所の被保険者期間及び申立期間の後で、脱退手当金の支給決定日直前に勤務した2事業所の被保険者期間については、その計算の基礎とされおらず、未請求となっているが、申立人が4回の被保険者期間のうち3回の被保険者期間の請求を失念するとは、考え難い。

さらに、申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿及び申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、旧姓のままであることから、申立期間に係る脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、同社の退職後であって、脱退手当金支給決定日の約13か月前の昭和38年2月\*日に婚姻し、改姓しており、申立人が旧姓で申立期間に係る脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて、申立人については、申立人が上記支給決定日前に勤務していたB社に係る事

業所別被保険者名簿においては、同社在勤中の昭和38年12月4日に氏名変更処理がなされているものの、同一の被保険者番号で管理されている申立期間に係る記号番号払出簿、A社及びC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、氏名変更処理がなされていない上、申立期間の後の同一の被保険者番号である2回の被保険者期間が未請求となっていることは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C製作所C工場における資格喪失日に係る記録を昭和33年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月31日から同年11月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社C製作所C工場から同社本店への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人（故人）の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る「社員原簿」により、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務（昭和33年11月1日に同社C製作所C工場から同社本店に異動）していたことが認められる。

また、B社は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる書類は保存されていないが、被保険者期間に空白が生じたのは、同社内の転勤に伴うものであり、申立期間に係る申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うと回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C製作所C工場における昭和33年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和33年

11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から6年3月31日まで

A社の代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当時の給与額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年3月31日の後の同年4月22日付けで、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人のほかにも取締役2名及び従業員2名が同様の処理をされていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び当該処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、代表取締役とは名前だけであり、社会保険の届出業務に関与していなかった旨供述しているところ、上記取締役のうちの総務担当であった者は、社会保険の届出業務は自分が行っており、申立人は名前だけの代表取締役であって、広告・印刷の営業を担当しており、社会保険の届出業務に権限を有しておらず、社会保険料の滞納があったことも知らなかったと思うと供述している。

このことから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、当該減額訂正処理を遡って行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 54 年 7 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

A社及びB社に勤務していた申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。両社は、関連会社であり、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和 54 年 6 月 30 日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年 7 月 1 日にB社において資格を取得しており、申立期間の加入記録が無い。

しかしながら、A社における雇用保険の記録では、昭和 53 年 1 月 1 日に資格を取得し、54 年 6 月 30 日に離職したとされており、申立期間は同社に在籍していたことが確認できる。

また、申立人から提出のあった、A社が申立人に宛てた回答書によると、同社は、「資格喪失日を昭和 54 年 7 月 1 日とすべきところを、休日の関係による記載ミスのため、同年 6 月 30 日と誤って記載したと考えられる。申立人から保険料を徴収しているが、社会保険事務所（当時）へは納付していない。」旨申立人に対して回答している。

なお、A社のオンライン記録に記載されている事業主の氏名とB社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている事業主の氏名が同一であることから、両社は関連会社であると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（昭和 54 年 7 月 1 日A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与



から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和 54 年 5 月の社会保険事務所の記録から、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は上記回答書において、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年2月1日から36年3月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を34年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月27日から36年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真（昭和32年1月5日にA社前で撮影）の写し、当該写真における申立人の記憶と複数の従業員の供述が符合していることから判断すると、申立人は、昭和32年頃から、A社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年2月1日付けで7人の従業員が厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、そのうち4人は、申立人が氏名を挙げた同僚と一致していることが確認できる。

さらに、上記名簿から、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員に照会し、回答のあった二人は、申立人は営業を担当し、申立期間を通して業務内容及び雇用形態に変わりは無かった旨供述しており、また、上記同僚4人のうち二人は、申立人と同じ職種であった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年2月1日から36年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該期間に申立人と同じ職種であった同

僚の標準報酬月額記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）がこれらの届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に対して、申立人に係る資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年2月から36年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和30年7月27日から34年2月1日までの期間について、上述のとおり、申立人は、当該期間の一部期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和34年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、上記名簿によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、当該期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年2月1日に被保険者資格を取得した複数の同僚及び従業員に、当該日より前に同社において勤務した期間の厚生年金保険料の控除について照会したが、保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月1日から18年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、報酬月額を誤って届け出たことを認めており、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までを 28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 21 日から 60 年 5 月 21 日まで  
A 社に勤務した申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額より少なく記録されている。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は死亡しており保険料を納付したか否かについて確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から 60 年 4 月までの期間については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から46年3月までの期間及び59年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年3月から46年3月まで  
② 昭和59年7月から61年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。時期は定かではないが、保険料を納付しないことが一度あったが、その期間の保険料も遡って全て納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の昭和46年10月頃に払い出されており、当該払出時点では当該期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、督促を受けて一度遡って保険料を納付した以外は遅れずに保険料を納付していたと説明しているものの、遡って納付した時期の記憶は曖昧であり、遡って納付したとする保険料の金額等の記憶も曖昧であること、申立人が当該期間当時から現在まで居住している区における加入手続時の過年度保険料の納付勧奨の状況についてみると、申立人の手帳記号番号に近接する番号の被保険者19名のうち、手帳記号番号払出時点で遡って被保険者資格を取得し過年度保険料を生じている者13名は、いずれも過年度保険料は未納である等、当該区において、当時積極的に過年度保険料の納付勧奨を行っていたとは考えられないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立期間①と同様、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間直後の昭和61年4月から同年9月までの期間の保険料を62年3月に一括納付し、その後の61年10月から平成元年10月までの期間の保険料をおおむね納期限内に納付していることがオンライン記録で確認でき、当該一括納付時点では、当該期間の一部は時効により保

険料を納付することはできないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から61年3月まで

私は、経営していた会社を一時休業したときに国民年金に加入して、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、申立期間当時は会社の社会保険事務を依頼していた専門家が申立人の国民年金の加入手続をして、申立人自身が保険料を納付していたと説明しているが、当該専門家及び申立人から納付状況等を聴取することができず、妻は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和61年12月頃に払い出されており、申立人は39年8月から共済組合の退職年金を受給していたことから、本来国民年金は任意加入適用となり、当該払出時点から任意加入被保険者となるべきであるが、申立人は当該払出時点で共済組合員期間（187か月）及び厚生年金保険被保険者期間（125か月）を合わせて通算老齢年金の受給要件（20年以上）を満たしていたこともあって、老齢給付受給資格期間満了者として扱われたため、申立期間は任意加入適用期間の未加入期間とされ、61年4月以降は強制加入被保険者期間とされたと考えられ、申立期間は任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から3年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から3年7月まで

私は、留学生として平成元年4月に来日し、同年9月に、区役所に国民健康保険の手続きをしに行き、一緒に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、留学生として来日していた平成元年9月に国民年金の加入手続きをしたと説明しているが、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、10年1月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番され、申立人は、基礎年金番号により6年10月15日から国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できること、申立期間の大半は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から49年8月まで

私は、送付されてきた納付書により区役所又は金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和47年7月に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、この当時の国民年金の再加入手続の記憶は曖昧であり、また、申立期間のうち同年11月以降の期間は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であった期間で、申立人はその配偶者として任意加入適用期間となるが、この当時の任意加入手続の記憶も曖昧である。

また、申立人及びその夫は、夫が厚生年金被保険者資格を喪失した昭和49年9月に国民年金の強制加入被保険者となり同月以降の保険料を納付していることから、申立人は、この時期に夫婦の再加入手続を行ったと考えられること、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から12年3月まで

私の母は、平成8年1月に区役所で私の国民年金の加入手続を行い、同年2月頃に郵便局で2年分の国民年金保険料を一括で納付し、その後は毎月保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする母親は、保険料の納付額及び納付した期間に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を平成8年1月に行ったとしているが、加入手続を行った時期に年金手帳を受け取った記憶が無く、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の基礎年金番号は平成12年10月に厚生年金保険に加入したことにより同年同月に付番されており、2年4月1日の国民年金の資格取得及び12年10月1日の資格喪失は、14年4月17日に記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間直後の12年4月から同年9月までの保険料は、14年5月28日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では申立期間の全てが時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から3年1月までの期間及び3年12月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年12月から3年1月まで  
② 平成3年12月から4年3月まで

私は、平成7年7月に会社に入社する前に、区役所で国民年金の加入手続を行い、区役所でそれまで未納であった国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年4月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、厚生年金保険の記号番号及び上記手帳記号番号が記載された年金手帳を所持しているが、この年金手帳以外に年金手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間①及び②当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から54年3月まで

私は、大学卒業後しばらくは国民年金に加入していなかったが、昭和53年か54年頃に未納になっている国民年金保険料を遡って納付することができるという通知が区役所から送られてきたので、国民年金の加入手続を行い、遡って納付できる分の保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付時期、納付期間及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和56年7月に払い出されており、申立人は当該払出時点で現年度及び過年度納付することが可能な申立期間直後の54年4月から56年6月までの期間については保険料を納付していることがオンライン記録で確認できるものの、上記手帳記号番号払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から59年6月まで  
私は、時期は憶<sup>おぼ</sup>えていないが、結婚後、市の出先機関で国民年金の加入手続きを行い、20歳からの分の国民年金保険料を遡<sup>おぼ</sup>って約10万円納付した。その後は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続きの時期及び遡<sup>おぼ</sup>って保険料を納付した時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和61年7月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人が現在所持している年金手帳には上記手帳記号番号が記載されており、申立人は、この手帳は国民年金の加入手続きをしたときに受領したものであると説明していることから、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から 63 年 2 月まで  
私は、昭和 61 年 7 月に会社を退職した後、区出張所で国民年金の加入手続きを行い、厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を定期的に納付した。62 年 11 月に会社を退職した際も以前と同様に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時居住していた区から別の区へ平成 3 年 6 月に転居していることが戸籍の附票で確認できるが、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄から申立期間に係る昭和 62 年 12 月 1 日の国民年金の被保険者資格取得年月日は転居後の区で記載されていることがうかがえる。

このことから、申立期間に係る国民年金の被保険者資格取得の届出が行われた時期は、申立人が転居した後の平成 3 年 6 月以降であると考えられ、当該届出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私は、最初に勤めた会社を退職した頃、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続の場所、年金手帳の受領、保険料の納付場所、納付方法及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険に加入したことにより平成9年5月に付番されており、申立期間に係る国民年金の被保険者資格取得年月日及び資格喪失年月日は21年3月16日に記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加前は、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であること、当該記録追加時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から平成 3 年 3 月まで

私は、結婚後の昭和 56 年頃に、夫からそれまで加入していなかった国民年金への加入を勧められ、区出張所で加入手続を行い、それまで納付していなかった期間の国民年金保険料を納付した。その後は、夫の分と一緒に私の保険料も納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った後にそれまで納付していなかった保険料を遡って納付し、その後は口座振替を利用するまで定期的に金融機関で納付したと説明しているが、遡って納付したとする納付額、定期的に納付したとする保険料の納付頻度、保険料額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 5 年 3 月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間当時に年金手帳は所持していなかったと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年1月までの期間及び58年5月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から56年1月まで  
② 昭和58年5月から59年3月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②の保険料は、夫が夫婦二人分の保険料を一括で納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期、申立期間①の保険料の納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧であり、申立期間②の保険料を一括納付したとする夫は、納付額に関する記憶が定かでない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和61年6月頃に夫婦連番で払い出され、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間②直後の59年4月から61年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認できるほか、申立人は申立期間当時に別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 59 年 12 月まで

私は、結婚した際に夫婦の国民年金の加入手続を行い、その後の夫婦の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧であるほか、申立人は結婚当初に夫婦で国民年金に加入したと説明しているが、申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 62 年 3 月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、上記手帳記号番号とは別の手帳記号番号が昭和 43 年 6 月に申立人に払い出されているが、当該手帳記号番号払出簿及び申立人が居住する市の国民年金被保険者名簿には資格取消がなされた旨が記載されており、当該手帳記号番号による保険料の納付記録は無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 59 年 12 月まで  
私の夫は、結婚した際に夫婦の国民年金の加入手続を行い、その後の夫婦の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする夫は保険料の納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧であるほか、夫は結婚当初に夫婦で国民年金に加入したと説明しているが、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 62 年 3 月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年11月から51年3月まで  
私の母は、地域の国民年金の加入推進員をしており、国民年金保険料の徴収も行っていた。母は、私が20歳になったのを契機に私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和52年6月に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の母親が37年度頃まで国民年金の加入推進員となっていたことは認められるものの、申立人は、母親から申立期間の保険料を遡って納付していたことを聞いた記憶及び申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年8月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から45年8月まで  
② 昭和46年4月から47年3月まで

私は、20歳のときに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の大半の期間に実施されていた印紙検認方式による保険料の納付に関する記憶が無く、保険料の納付場所及び納付額に関する記憶も曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和47年11月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間②は保険料を過年度納付することが可能であったものの、申立人は保険料を遡って納付した記憶が無いと説明しているほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から59年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から59年5月まで  
私の妻は、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄から、申立人は昭和57年9月17日に国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失し、61年4月1日に強制加入被保険者の資格を取得していることが確認でき、オンライン記録においても同様の資格得喪記録があることが確認できる。また、当該資格喪失期間中に申立人が国民年金に任意加入したことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は、国民年金の任意加入期間であるものの、申立人は、「自身の加入手続及び保険料の支払は全て私の妻に任せてあり、妻と年金の話をしたことはない。」と述べていることから、申立人が申立期間に国民年金に任意加入していたと認められる積極的な理由は見当たらない。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする申立人の妻から申立期間に係る保険料の納付状況に関して聴取することができないため、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から59年9月までの期間及び56年4月から平成4年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から59年9月まで  
② 昭和56年4月から平成4年10月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料を、年度初めに自宅に届いた納付書により1年分ずつ一括で納付してきた。申立期間②の保険料は、実家の母が納付してくれていた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、昭和61年12月頃にA区で払い出されていることが推認でき、また、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間①は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。なお、申立人は、オンライン記録によれば、62年1月に、当該手帳記号番号により、申立期間①直後の59年10月から61年3月までの期間の保険料を遡って納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、当該期間の保険料の納付金額についての記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「申立期間②の保険料は、実家の母が納付してくれていた。」と主張している。しかし、当該期間当時、申立人の母親が居住していたB市及び同市を管轄する社会保険事務所（当時）において、申立人が国民年金に加入していたことを示す記録は無く、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことを

うかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付してくれていたとする母親から当該期間当時の納付状況について聴取することはできないことから、当時を確認することができない。

このほか、申立人の母親が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から平成元年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から平成元年 11 月まで  
私の父は、A市役所で私の国民年金の加入手続を行い、私の 20 歳から加入時点までの期間の国民年金保険料を遡って納付するとともに、加入時点の後の保険料も毎月納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、申立期間より後の平成 4 年 1 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人が現在所持する年金手帳は、平成の元号が印字されていることから、平成元年以降に交付されたものであり、申立人の母親は、「自分の娘は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持したことはない。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録及び年度別納付状況リストによれば、申立期間直後の平成元年 12 月から 2 年 3 月までの期間の保険料は、時効直前の 4 年 1 月から 4 月までの期間において過年度納付されたことが推認でき、申立期間は、当該過年度納付の時点においては、時効により保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から申立期間に係る保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月、同年 11 月及び平成 4 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月及び同年 11 月  
② 平成 4 年 3 月

私は、昭和 55 年 8 月頃に国民年金に加入した後、申立期間①及び②に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 55 年 8 月頃に国民年金に加入した後、申立期間①及び②に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ってきた。」と主張している。しかし、申立期間①及び②は、オンライン記録によれば、平成 9 年 10 月に被保険者資格の取得及び喪失の記録が追加されたことにより、未納期間として整備されたものであることが確認できる。また、申立人が所持している年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、昭和 57 年 2 月に資格を喪失していることが記載されているものの、申立期間①及び②に係る資格得喪記録が記載されていない。これらのことから、申立期間は、当該記録が追加される前までは、国民年金に加入していない期間であることが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。さらに、申立期間は、当該記録の追加の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月から同年 6 月まで

私は、平成 16 年に申立期間に係る国民年金保険料の学生納付特例の申請を行い、窓口の職員から「16 年 4 月から承認されます。」と言われたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされ、学生納付特例により納付猶予とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、平成 16 年に申立期間に係る国民年金保険料の学生納付特例の申請を行い、窓口の職員から「16 年 4 月から承認されます。」と言われたことを憶えている。」と主張している。しかし、オンライン記録によれば、申立人は、16 年 8 月に学生納付特例の申請を行い、同年 7 月から 17 年 3 月までの期間が学生納付特例期間として承認されていることが確認できる。また、申立期間当時における学生納付特例の承認期間は、申請月の前月から翌年の 3 月までであることから、申立期間は、当該申請の時点においては、学生納付特例の承認の対象とはならない期間である。

また、申立人が平成 16 年 8 月の学生納付特例の申請に先立って申立期間の保険料に係る学生納付特例の申請を行っていたことを示す関連資料は無く、申立人は、申立期間の保険料の学生納付特例を行ったとする申請月の記憶は曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料の学生納付特例の申請を行っていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から 55 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月から 55 年 6 月まで  
私の母は、私が 20 歳になる前月の昭和 54 年\*月に A 区役所で私の国民年金の加入  
手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険  
料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が 20 歳になる前月の昭和 54 年\*月に A 区役所で私の国民年金の加入手続を行ったはずである。」と主張している。しかし、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、63 年 9 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、申立期間より後の 58 年 7 月以降に使用された国民年金の記号が記載された年金手帳を所持しており、「現在所持する年金手帳以外の手帳は所持したことはない。」と述べていることから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親から、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況を諸事情により聴取することができないため、当該納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年4月から同年8月までの期間及び平成3年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から同年8月まで  
② 平成3年4月から同年6月まで

私は、短大を卒業後、昭和 63 年4月に国民年金の加入手続を行ったと思う。私は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和 63 年4月に国民年金の加入手続を行ったと思う。」と述べているが、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、申立期間①の後の平成元年9月頃に払い出されていることが推認できる。また、当該手帳記号番号の前後の番号の 20 人の手帳記号番号は、全て生年月日順に払い出されていることが確認できることから、申立人の手帳記号番号は、行政側から職権により払い出されたものと考えられる。さらに、申立期間①の国民年金保険料は、当該手帳記号番号の払出しの時点において過年度納付することが可能であるものの、オンライン記録によれば、申立人に対し納付書が発行された記録は無い。その上、申立人は、保険料の納付期間、納付頻度、納付金額等の記憶が曖昧である。

申立期間②について、申立人は、「申立期間②の前に、国民年金の資格喪失の手続を行った記憶が無いので、保険料を納付していたはずである。」と主張しているものの、申立人が所持している年金手帳には平成3年4月に被保険者資格を喪失した旨の記載があり、オンライン記録においても同様の資格喪失の記録が確認できることから、申立期間②は、国民年金に加入していない期間であることが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)が無い上、申立人は、加入手続を行った時期及び申立期間の保険料の納付時期、納付場所、納付方法及び納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月から56年3月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私が大学生だった昭和50年頃にそれ以前の国民年金保険料を一括で遡って納付し、その後は定期的に私の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、大学生だった昭和50年頃に母親が遡って保険料を納付したと説明しているものの、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の56年7月に実家のある住所地で払い出されており、当該払出時点は、特例納付期間は終了しており、申立期間の大部分は、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、戸籍の附票から、申立人は、昭和52年8月に転居に伴い実家に住所登録したことが確認でき、それより前の期間は、申立人は母親とは別の住所地に居住していたことから、同年8月より前に、母親が実家で申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をすることはできなかったものと考えられるほか、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 19 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 1 月

私は、平成 19 年 1 月に会社を退職したため、厚生年金保険から国民年金への切替  
手続を行い、その後再就職するまでの期間は 1 か月間と短かったが、国民年金保険  
料を納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できな  
い。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確  
定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付場所及び納付方法についての  
記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間は平成 22 年 9 月 21 日に申立人の被保険者  
資格の得喪記録が追加されたことにより未加入期間から未納期間に記録整備されてい  
ることから、申立期間は当該記録追加されるまで未加入期間であり、制度上、保険料を納  
付することができない期間であったほか、当該記録追加時点では、申立期間は時効によ  
り保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は国民年金保険料収納事務が国に一元化され、事務処理の電子化等  
が一層促進された平成 14 年 4 月以降の期間であり、保険料の記録漏れ、記録誤り等は  
考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申  
立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年10月から平成2年3月まで  
私の母は、私が20歳になったときに区役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成2年6月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続時に交付を受けたと説明する年金手帳の住所欄には、申立人が20歳時点で居住していたと説明する区の住所ではなく、昭和63年5月に転居したと説明する市の住所が記載され、国民年金被保険者資格取得欄にも同市の押印があることから、申立人は20歳の時点で居住していた区では、加入手続を行っていなかったと推察されるほか、申立人は、母親から申立期間の保険料を遡って納付したとは聞いていないと説明するなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶が無く、申立期間当時、申立人が居住していた区、市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成16年10月から17年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年10月から17年2月まで  
私は、大学在学中の国民年金保険料は免除申請していたが、卒業後は保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間中に会社に就職し、当該会社で平成17年1月5日に厚生年金保険の資格取得後、同年同月26日に当該会社で同資格を喪失しており、オンライン記録から、当該喪失日を勸奨事象発生日として国民年金適用勸奨（最終）が18年8月25日に行われ、その後国民年金の再加入手続がとられて、17年1月26日から同年3月1日までの国民年金被保険者期間が18年11月7日に記録追加されていることが確認でき、それまでは当該喪失日以降は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であったこと、また、申立人がこの当時の資格得喪手続及び未加入期間により保険料を納付することができない事情を記憶していないことからみれば、その前から引き続き保険料は未納又は未加入であったと考えるのが自然であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から9年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月から9年9月まで

私は、20歳のときは会社で働いており、国民年金保険料を負担できる収入があったので、申立期間の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続の記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成9年10月15日に厚生年金保険に加入したことにより基礎年金番号の付番及び年金手帳の交付を受けていることがオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳で確認でき、当該時点で申立期間の保険料は過年度納付及び現年度納付することが可能であったが、申立人は厚生年金保険被保険者期間中に国民年金保険料を遡って納付した記憶は無いこと、申立人は9年10月に厚生年金保険に加入した際に、初めて年金手帳が交付されたと説明しており、申立期間当時にほかの年金手帳を受領、所持していた記憶は無く、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月

私は、平成2年4月に厚生年金保険に加入後は、年金加入期間が途切れることのないように国民年金の加入手続を適切に行ってきた。また、納付書が届けば必ず国民年金保険料を納付しており、保険料の納付を忘れた記憶も無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間について、平成5年4月10日の被保険者資格取得及び同年5月24日の同資格喪失の記録は12年12月7日に追加されていることがオンライン記録で確認でき、それまでは未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、当該記録追加時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 58 年 12 月まで

私は、退職後すぐに母と区役所に行き国民年金の加入手続きを行い、その後は、母が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が当時居住していた区の申立人の国民年金被保険者名簿に「昭和61年3月27日取得届受付」との記載があり、この加入申出を受けて61年3月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点で過年度納付が可能であった59年1月から60年3月までの期間の保険料が納付されていることがオンライン記録で確認できるが、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、50年4月1日に厚生年金保険に加入した際に発行された年金手帳に上記の国民年金手帳記号番号が記載された1冊の年金手帳を所持しているが、ほかの年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から同年8月まで  
私は、平成2年に会社を退職後、区役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所及び保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間当時に所持していた年金手帳には申立期間の国民年金資格取得日及び資格喪失日の記載があったと説明しているが、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は、平成9年1月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番され、12年9月に基礎年金番号により国民年金の被保険者資格を取得しており、申立期間は同年10月10日に被保険者資格の得喪記録が追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点までは申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、当該記録追加時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、国民年金保険料の納付書が自宅に届いたので、保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間当時国民年金の加入手続をしていなかったものの、納付書が送付されてきたので申立期間の保険料をまとめて納付したと説明しているが、加入手続をしないで納付書が発行されることは考えにくく、納付したとする保険料額も当時の保険料額と大きく相違している。

また、申立人は、昭和61年11月29日に第3号被保険者資格取得の届出を行い、同年4月1日から同資格を取得していることがオンライン記録で確認でき、申立人が所持する年金手帳にも、初めて被保険者となった日は同日と記載されており、それより前の申立期間は、厚生年金保険被保険者の配偶者として任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 11633 (事案 8993 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月

私は、申立期間に係る国民年金保険料は、平成6年1月ではなかったかもしれないが、A区のB出張所で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回の申立てにおいて、i) 申立人は、平成6年1月頃A区のB出張所で加入手続きを行い、保険料を納付したとしているが、申立期間当時、申立人はC市に居住しており、同年10月にA区に転居していることが確認でき、申立人は、保険料の納付場所の記憶が曖昧である、ii) オンライン記録によると、申立期間については、7年5月17日の資格得喪記録の追加により、未加入期間から未納期間に整備されており、申立人が納付したとする6年1月頃は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない、iii) オンライン記録によれば、申立人が所持する年金手帳の記号番号が払い出されたのは、昭和63年6月頃から平成元年1月頃までの期間であると推認され、申立人は、「現在所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持していたことは無い。」と述べているなど、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、22年11月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料の提出等はないが、申立人は、「申立期間に係る保険料は、平成6年1月ではなかったかもしれないが、A区のB出張所で納付したはずである。」と主張している。しかし、申立期間の保険料は、申立人がA区に転居した時点及び申立期間に係る国民年金の資格記録が追加整備された時点のそれぞれにおいては、過年度分の保険料となり、申立人が保険料を納付したとする区の出張所では、現年度分の

保険料は収納することができるものの、過年度分の保険料については収納することができない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年11月から平成3年3月まで  
私の母は、私が20歳になった昭和63年\*月から平成3年4月に就職する直前までの大学生だった期間の国民年金保険料を、私と同じく大学生だった私の兄の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が20歳になった昭和63年\*月から平成3年4月に就職する直前までの大学生だった期間の国民年金保険料を、私と同じく大学生だった私の兄の保険料と一緒に納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立期間より後の平成4年2月頃に払い出されていることが推認でき、また、申立期間当時、申立人は大学生であるため、任意加入手続により国民年金に加入することができるが、申立期間に国民年金に加入した記録は見当たらない。さらに、申立人の当該手帳記号番号が記載された年金手帳には、初めて国民年金の被保険者資格を取得した日として「H4.1.11」と記載されている。その上、申立人は、当該年金手帳及び申立期間直後の3年4月に加入した厚生年金保険の記号番号のみが記載されている年金手帳の2冊の手帳を所持しているが、このほかに年金手帳を所持していた記憶が無いとしていることなどから当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点より前において、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の母親が申立人の保険料と一緒に保険料を納付していたとする申立人の



兄の手帳記号番号は、オンライン記録によると、申立期間より後の平成3年7月頃に払い出されていることが推認でき、申立人の兄も申立人同様、申立期間において、国民年金に加入しておらず、保険料は納付されていないことが確認できる。なお、オンライン記録によると、申立人の兄は、学生の国民年金への加入が任意適用から強制適用へと制度変更された3年4月に初めて国民年金の被保険者資格を取得し、同年4月以降の期間の保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 11 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月から 56 年 2 月まで

私の義父は、昭和 56 年 3 月頃に私の国民年金の任意加入の手続を行ってくれた。私は、加入手続後に、申立期間を含む 54 年 1 月から 56 年 2 月までの期間の国民年金保険料を遡って納付した。申立期間は、被保険者記録照会回答票によると無資格と記載され、国民年金に加入していない期間とされている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の義父は、昭和 56 年 3 月頃に私の国民年金の加入手続を行ってくれた。」と述べており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、同年 4 月 16 日に払い出されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、「被保険者でなくなった日 昭和 55 年 11 月 6 日」、「被保険者となった日 昭和 56 年 3 月 30 日」、「被保険者の種別 任」と記載されていることから、これらの資格喪失日と資格取得日との間の期間である申立期間は、国民年金の未加入期間であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の始期である昭和 55 年 11 月 \* 日に婚姻しており、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったため、婚姻後の期間である申立期間は、国民年金については任意加入の適用となるが、申立人に係る任意加入手続は確認できないことから、被保険者資格の無い期間となったものであり、当該被保険者資格の無い期間は、制度上、遡って国民年金保険料を納付することはできない期間である。

なお、申立人は、「国民年金の加入手続を行った後に申立期間を含む昭和 54 年 1 月から 56 年 2 月までの期間の保険料を遡って納付した。」と述べているが、申立人が遡って保険料を納付した期間は、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、前述の未加入期間を除く、時効期限内に納付できる 54 年 1 月から申立期間直前の 55 年 10 月ま

での期間であったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から4年3月まで

私が20歳になったとき、家に国民年金の加入手続の手紙が届いた。国民年金保険料の納付については、私は学生だったため、私の父が「学生のため納付できないので免除してください。」と記入し返送した。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳になったとき、家に国民年金の加入手続の手紙が届いて、私は学生だったため、私の父が『学生のため納付できないので免除してください。』と記入し返送した。」と主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請に関与しておらず、申立人が20歳になったとき、申立人の申立期間に係る保険料の免除申請の手続を行ったとする申立人の父親は、「所得を証明する書類を提出したり、申請免除承認通知書を受け取ったりした記憶は無い。」と述べている。

また、オンライン記録によると、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認することができない。その上、申立人の申立期間に係る保険料の免除申請の手続を行ったとする申立人の父親は、「申立人が学生時代に国民年金の年金手帳をもらった記憶が無い。」と述べており、申立人は、「現在所持している厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持したことがない。」と述べている。これらのことから、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月に厚生年金保険の記号番号を基に付番されており、当該基礎年金番号の付番時点では、申立期間の保険料は、制度上、免除申請することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月、同年5月及び同年12月から14年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月及び同年5月  
② 平成13年12月から14年11月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料は、私の妻が、毎月、月末か月初に当時のA銀行B支店（現在は、C銀行B支店）又はD銀行B支店（現在は、E銀行B支店）で、妻の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の申立期間①及び②の国民年金保険料は、私の妻が自身の保険料と一緒に納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の保険料を自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻も、申立期間①及び②の保険料は未納となっていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、夫婦の保険料の収納日が確認できる昭和58年10月から申立期間②の直前の平成13年11月までの期間の保険料の納付記録については、4年4月から5年3月までの期間を除き、夫婦の保険料の収納日は、同じ日付けで記録されていることが確認できる。

さらに、前述の申立人の妻が申立期間①及び②の保険料を納付したとする金融機関については、E銀行B支店は、「納付書の控えは、現存していない。」と回答しており、また、C銀行B支店については、申立期間のうち、現存している平成14年6月24日から同年11月30日までの期間の納付書の控えについて、閲覧による調査を行ったが、申立人及びその妻の納付書の控えを確認することはできなかった。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、学生時代の国民年金保険料の免除申請  
手続きを行ってくれた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は20歳時の平成4年\*月から5年3月まで学生であり、保険料の免除申請は毎年度  
度手続きをする必要があることから、申立人の学生時代の保険料の免除を受けるためには、  
免除申請手続きを2度行う必要があるが、免除申請手続きを行ったとする母親は、申立人の  
免除申請手続きの回数に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間始期の1月の保険料の免除を受けるためには、平成4年2月末日まで  
に免除申請手続きを行う必要があるが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、同年4月以  
降に払い出されていること、オンライン記録では、申立期間直後の4年度の申請免除期  
間の免除申請年月日は、4年5月15日であることが確認でき、当該申請時点では、申  
立期間の保険料を免除申請することができないことなど、申立期間の保険料が免除され  
ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申  
立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から9年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から9年12月まで  
私が20歳になる少し前、自宅に市役所の職員が国民年金の加入勧奨に来たため、母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の免除申請も行ってくれた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立期間は平成8年度と9年度にまたがっており、申立期間の保険料の免除を受けるためには、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成8年11月時点及び平成9年度当初に、それぞれ免除申請を行う必要があるが、免除申請を行ったとする母親は、免除申請手続の回数に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録では、申立期間直後の申請免除期間の免除申請年月日は、平成10年2月3日であることが確認でき、当該申請時点では、申立期間の保険料を免除することができないなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月

私は、昭和53年11月に勤めていた会社を退職し、同年12月に国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料は納付書で夫婦のどちらかが納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」欄には、「昭和53年12月5日」と記入されており、オンライン記録でも、申立人は同日に任意加入していることが確認でき、申立期間については任意加入前の未加入期間であったことから、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 56 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 56 年 11 月まで

私は、学生であった 20 歳の頃、父から国民年金保険料を納付しておくからと聞いた憶えがある。父が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしたとする父親から当時の事情を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 63 年 1 月に払い出されていること、当該手帳記号番号が記載された年金手帳には、初めて被保険者となった日が 63 年 1 月 2 日と記載されており、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から52年9月まで  
私は、昭和49年9月に会社を退職し、すぐに区役所で国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料は同年10月から区役所又は近くの郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和49年9月に会社を退職した後すぐに厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の54年11月に払い出されていること、当該払出時期からみて申立期間の保険料を納付するためには当時実施されていた第3回特例納付により遡って納付する以外にないが、申立人は、加入手続をしたときに保険料を遡って納付した記憶は無いと説明していること、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月

私は、平成2年7月25日に会社を退職し、同年8月1日に再就職しているが、その1年後に、申立期間の国民年金保険料の未納通知が届いたため、夫婦二人分の保険料各1万3,300円を市役所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号の払出しは確認することができないほか、申立人は、平成9年1月当時に加入していた厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されている年金手帳を1冊所持しており、当該手帳以外に別の手帳を所持したことはないと説明している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間後の厚生年金保険加入による国民年金被保険者資格の取得及び喪失記録が平成11年9月17日に追加されており、当該記録追加時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人は、申立期間の保険料として、夫婦それぞれ1万3,300円を納付したと説明しているが、当該納付額は申立期間の保険料月額と大きく相違する上、オンライン記録によると、申立人に対しては平成11年12月分が国民年金未適用者であったため加入勧奨が行われ、申立人は12年2月に11年12月分の保険料を納付していることが確認でき、当該納付額は、申立人が納付したとする金額と同額の1万3,300円となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月

私の夫は、平成2年7月25日に会社を退職し、同年8月1日に再就職しているが、その1年後に夫宛てに申立期間の国民年金保険料の未納通知が届いたため、夫婦二人分の保険料各1万3,300円を市役所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料は夫が全て納付しているため、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時、国民年金の被保険者資格の種別変更手続の記憶が曖昧である。

また、申立期間は、夫が平成2年7月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにより、妻である申立人は第1号被保険者となるべき期間であったが、申立人は第3号被保険者から第1号被保険者への資格種別変更手続を行わなかったことから、第3号特例納付届出に基づき、8年4月に記録訂正されるまでの間、第3号被保険者とされていたことがオンライン記録で確認できる。このため、当該記録訂正時点までの間、申立人に納付書は送付されず、保険料を納付することができない期間となり、当該記録訂正時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の夫は、申立期間の保険料として、夫婦それぞれ1万3,300円を納付したと説明しているが、当該納付額は申立期間の保険料月額と大きく相違する上、オンライン記録によると、夫に対して国民年金の加入勧奨が行われた平成12年2月に妻の11年12月分の保険料が納付されており、当該納付額は夫が納付したとする金額と同額の1万3,300円であるなど、夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から62年6月までの期間及び63年10月から平成4年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年5月から62年6月まで  
② 昭和63年10月から平成4年2月まで

私は、申立期間①については、昭和61年5月に会社を退職後、再度国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたが、ときには妹に納付してもらっていた。申立期間②については、平成6年1月以降に、叔母から介護の謝礼としてまとまった金額を譲り受けたため、母の勧めにより未納となっていた当該期間の保険料を二度に分けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、当該期間の保険料の納付時期、納付期間、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、国民年金の再加入に伴う国民年金被保険者資格取得手続及び当該期間直後の厚生年金保険加入に伴う国民年金被保険者資格喪失手続に関する記憶が曖昧であり、申立人の保険料を納付したとする申立人の妹も、申立人の保険料と一緒に納付した記憶はあるものの、保険料を納付したとする時期及び納付頻度に関する記憶が曖昧なため、当時の納付状況について確認することができない。

申立期間②については、オンライン記録によると、当該期間は平成6年5月11日に記録追加されていることが確認でき、記録追加されるまで未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができないほか、当該記録追加時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。また、申立人は、平成6年に二度に分けて当該期間の保険料を納付したと説明しているが、当該期間直後の4年3月から5年3月までの期間の保険料は6年4月及び同年5月に二度に渡り過年度納付されていることが確認できるものの、この二度の納付時点において当該期間は時効により保険料を

納付することができない期間である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月、同年2月及び60年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月及び同年2月  
② 昭和60年4月

私は、会社を退職した昭和58年1月頃と60年4月頃に国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、申立期間の保険料を区役所又は郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続についての記憶が曖昧であり、申立人の代わりに加入手続を行ったかもしれないとする母親も、切替手続の時期についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、勤務先から受け取ったとするオレンジ色の年金手帳を所持しているが、ほかの手帳を所持した記憶は無いとしており、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 11648 (事案 456 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 3 月から 42 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月から 42 年 11 月まで

私は、22 歳のときに母から私が 20 歳到達時に母が私の国民年金の加入手続を行い、それ以降、国民年金保険料を納付してくれていたことを聞いた。兄も母から母が両親、姉、兄及び私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたことを聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親からは当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であること、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 47 年 1 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどの理由により、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人からは、新たな関連資料、参考情報等の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から60年9月まで  
私は、国民年金の加入手続の時期及び場所の記憶は定かではないが、加入手続を行い、母が国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続の時期及び場所の記憶が曖昧であり、保険料の納付には関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親は保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは昭和61年10月から同年11月頃までであり、当該払出時点では、申立期間のうち59年6月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、オンライン記録によると、申立期間直後の60年10月から61年3月までの保険料は62年10月27日に過年度納付されたことが確認でき、当該納付時点では、申立期間のうち大半の期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年2月、同年5月、同年6月、15年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成13年2月  
② 平成13年5月及び同年6月  
③ 平成15年1月及び同年2月

私は、平成11年10月分の国民年金保険料を時効で納付することができなかつたため、その後は納付期限に間に合うように注意して保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①直後の平成13年3月の保険料は15年4月24日に、申立期間②直後の13年7月の保険料は15年8月21日にそれぞれ過年度納付されており、これらの過年度納付時点では、申立期間①及び②の保険料は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人が所持している平成15年から18年までの各年分の確定申告書(控)の「社会保険料控除」欄に記載されている国民年金保険料の支払額は、オンライン記録の保険料納付年月日で確認できる当該各年に納付された保険料の合計額と一致しており、当該支払額に申立期間の保険料額は含まれていないことが確認できることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 55 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月から同年 12 月まで  
② 昭和 55 年 7 月

私は、昭和54年7月と55年7月に会社を退職した際、その都度、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続及び口座振替手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を口座振替で納付する際の手続、口座振替を行った金融機関等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、会社を退職した都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続と口座振替手続をして申立期間の保険料を納付していたと説明しているが、当時申立人が居住していた区では、3か月ごとの口座振替方式を採っていたほか、口座振替申込締切日が決められ、7月から9月までの保険料についてはその前の5月25日までに、10月から12月までの保険料についてはその前の8月25日までに申し込むこととされており、申立期間①の一部は口座申込締切日を過ぎていたため保険料を口座振替にすることができなかったこと、申立期間②は、申立人は1か月前には次の就職が決定していたと説明しており、その時点では口座振替申込締切日を過ぎており、当該期間1か月分の口座振替を行ったとは考えられないこと、申立人は、申立期間の保険料を口座振替以外の方法で納付した記憶が無いと説明していることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から51年9月まで  
私の母は、私が20歳になった頃に私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付したとする母親は、保険料の納付額及び納付場所等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、20歳の頃に母親が国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻後の昭和54年6月に払い出されていること、当該払出時期からみて申立期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第3回特例納付により納付する以外にないが、申立人の母親は遡って保険料を納付したことはないと思うと説明しており、申立人は、婚姻後に婚姻前の期間の保険料を遡って納付したとはしていないこと、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年3月まで  
私の母は、私が20歳の頃に国民年金の加入手続をしてくれ、私が就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は20歳の頃に母親が国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成7年11月頃に払い出されていること、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人及びその母親は、申立人が現在所持している年金手帳以外の年金手帳を受領、所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月

私は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失するたびに国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料額、保険料の納付場所等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成 12 年 1 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得し、同年同月 25 日に被保険者資格を喪失しており、当該資格得喪の記録は 14 年 3 月 29 日に追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加前は、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること（申立期間については、その後 23 年 4 月 18 日に被保険者資格喪失の理由が変更されたことから未加入期間に記録訂正が行われている。）、当該記録追加時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月  
私は、昭和 55 年 4 月に就職した際に、雇用主が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、就職した際に雇用主が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたと説明しているが、申立人の雇用主から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 58 年 2 月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、所持する年金手帳に「はじめて被保険者となった日 昭和 55 年 4 月 1 日」の記載があることから、雇用主が、当該日に私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずであると主張しているが、当該記載は、国民年金の強制加入被保険者となるべき期間を示すものであり、実際に国民年金の加入手続をした時点、保険料納付を行った期間を示すものでないこと、申立人は、申立人が現在所持している年金手帳以外の年金手帳を受領、所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から57年3月まで  
私の夫は、婚姻後に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする夫は加入手続きの時期、納付したとする保険料の納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和57年4月に任意加入したことで払い出されており、申立期間は婚姻後の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から10年3月まで  
私の母は、私が会社に就職する前に、私が大学生で国民年金保険料が未納とされていた期間の保険料を一括して納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、国民年金の加入手続、保険料の納付額及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の基礎年金番号は申立期間後に就職した厚生年金保険適用事業所からの届出により平成10年4月24日に付番されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の母親は申立期間当時の年金手帳の受領、所持に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号又は別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から58年9月まで  
私は、国民年金の加入手続の記憶は無いが、20歳から国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金の加入手続を行ったかもしれないと申立人が説明する母親から当時の加入手続について聴取することができないため、当時の状況が不明であり、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付額、納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和59年12月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は保険料を遡って納付した記憶は定かでないほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 19149 (事案 14397 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 43 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
②昭和 44 年 4 月 29 日から 45 年 5 月 31 日まで

A病院(現在は、Bクリニック)に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から記録訂正の必要が無いとの通知があった。しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できない。今回改めて同病院の在職証明書を提出するので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A病院の元従業員の供述から申立人が当該期間に同病院に勤務していたことはうかがえるが、同病院が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 43 年 10 月 1 日であり、当該期間は同病院が適用事業所となる前の期間であること、また、同病院の元従業員は適用事業所となるまでは厚生年金保険料は控除されていなかったと供述していることなど、また、申立期間②に係る申立てについては、元従業員の一人は、自身が退職した 44 年 6 月頃には申立人は既に同病院を退職していた旨供述していること、同病院に係る事業所別被保険者名簿の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失記録には不自然な点が見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 2 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回新たに、昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 5 月 30 日までA病院に在職したとするBクリニック院長名の在職証明書を提出している。

しかしながら、Bクリニックに確認したところ、同クリニックの院長は申立人から在職証明書を発行してほしい旨の手紙をもらい、その中にA病院に勤務していた者が知っている内容が書かれていたため、申立人が希望する期間について証明書を発行したが、申立期間に勤務していたかどうかは不明であると供述している。

また、申立人及び申立期間当時にA病院に勤務していた複数の元従業員の供述から判断すると、申立人が被保険者資格を喪失した昭和44年4月29日以降も同病院と何らかの関わりがあった可能性が考えられるが、当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

以上のことから、申立人から提出のあった新たな資料については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。報酬額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、自分の記憶している報酬額に見合う標準報酬月額よりも低額であると申し立てている。

しかしながら、B社の現在の代表取締役である申立人は、申立期間当時の事業主である申立人の兄及び経理担当者は死亡しており、申立期間の保険料控除を確認できる資料を保管していない旨供述している上、申立人自身も給与明細書等を保有していないことから、申立期間における報酬額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社が加入していたC厚生年金基金から提出された申立期間に係る申立人の同基金における加入員記録の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているほか、同社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額の記録が遡って訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 27 日から 49 年 12 月 1 日まで  
A社又はB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間に社名の変更はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によって、B社で被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員の回答により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 46 年 6 月 1 日であることから、申立期間のうち、45 年 12 月 27 日から 46 年 5 月 31 日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる上、A社は 45 年 12 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

またB社における雇用保険の被保険者資格取得日は昭和 49 年 12 月 1 日と記録され、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が適用事業所ではなくなった日（昭和 45 年 12 月 27 日）まで被保険者記録を確認できる従業員のうち、オンライン記録により、その後、B社で被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したが、給与明細等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有している従業員はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月 31 日から 62 年 1 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料は、12 月分まで控除があったはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る給料個人別一覧表によると、申立期間である昭和 61 年 12 月の保険料控除が確認できる。

しかし、A社の事業主は、「当社は、保険料は翌月控除であり、申立人が入社した昭和 60 年 9 月の保険料控除は誤りであった。また、当社の通常の退職日は、月末の 1 日前である。」と供述しているところ、同社から提出された申立人に係る社員カードによると、申立人の退職日は昭和 61 年 12 月 30 日と記録され、申立期間が含まれていないことが確認できる。

また、A社における雇用保険の離職日は昭和 61 年 12 月 30 日であることから、厚生年金保険の資格喪失日は翌日の同年 12 月 31 日となること、これはオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から月末に資格喪失している従業員 6 名のうち、雇用保険の記録が確認できた 3 名の離職日は、月末日の前日と記録され、月末日を厚生年金保険の資格喪失日としていることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 19 条によると、被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法 14 条には、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされ、申立人のA社における資格喪失日は、昭和 61 年 12 月 31 日となることから、申立人が主張する申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月31日から39年1月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。会社では債権の管理を担当しており、年末まで集金の業務があったことから、同社を退職したのは昭和38年12月31日と記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の退職日は昭和38年12月31日であるので申立期間は厚生年金保険の加入期間であると主張している。

しかし、B社は、申立期間当時の状況を知る者がおらず、資料も保管していないため、申立人の退職日は不明である旨回答している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人に係る申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していたA社の同僚二人のうち連絡先の判明した一人は、申立人が昭和38年12月31日に出勤していたかは分からない旨供述している。

そこで、A社において、申立期間中に被保険者となっている従業員10人に照会したが、申立人の退職日や申立人に係る申立期間の勤務実態に関する具体的な情報を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月から 37 年 8 月まで

A事業所（後にB社。現在は、C社）に勤務した申立期間の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の元事業主及び従業員の供述から、勤務期間を特定することはできないものの、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録及び事業所名簿によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 39 年 5 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A事業所の元事業主は、申立期間は同社が法人化（昭和 38 年 9 月 10 日設立）する前の個人事業所の期間であり、厚生年金保険の適用事業所となる手続きをしておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することは無かった旨供述している。

さらに、申立人は、同僚一人もA事業所に勤務していたとしているが、B社に係る厚生年金保険被保険者原票に当該同僚の氏名は見当たらない。

加えて、A事業所の元事業主及びC社は申立期間当時の賃金台帳等を保存しておらず厚生年金保険料の控除について確認できないと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月から4年4月1日まで  
② 平成4年5月31日から5年1月31日まで

A社に勤務していた申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間①のうち、平成3年8月1日から4年4月1日までの期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成4年4月1日であることから、申立期間①は適用事業所となっていない。

また、A社は既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主及び役員からは回答が得られないことから、申立期間①の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した同僚一人及び従業員二人に、同社が厚生年金保険の適用事業所となる以前の勤務期間における給与からの保険料の控除について照会したが、回答は得られないことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人のA社における雇用保険の離職日は、平成4年5月30日と記録されており、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合している。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主及び役員からの回答は得られないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記の同僚一人及び従業員二人に、申立人の退職日を照会したが、回答は得られないことから、申立人の申立期間②における勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月1日から42年8月31日まで  
A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。同社には外務員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、上記の人事記録によれば、申立人は嘱託の外務員であったとしており、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いは不明だが、現在は、嘱託の外務員は厚生年金保険には加入させていないとしている。

また、申立期間当時にA社本社で、社会保険の担当をしていた従業員は、社会保険の加入対象は本社採用の内勤者のみで、外務員は各支部が直接採用していたことから、各支部採用の外務員について、本社では社会保険の加入手続はしていなかったとしている。

さらに、申立人は、同一職種であったとする同僚二人の氏名を記憶しているが、いずれもA社における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月 1 日から 47 年 7 月 6 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の証言により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。しかし、A社は昭和 45 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで適用事業所となっていない。

また、A社が保有する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日は、オンライン記録の資格取得日と一致している。

さらに、A社は、昭和 47 年 7 月 10 日付けで社会保険事務所（当時）に提出した申立人に係る家族調書（被扶養者届）を保有しているところ、事業主は、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所となったときに従業員全員を厚生年金保険に加入させるつもりだったが、申立人は、手取額が減るので加入を希望しなかったことから、申立人の加入手続を行わず、その後、47 年になって、申立人が家族を呼び寄せるにあたり厚生年金保険への加入を希望したことから、申立人の加入手続を行ったとしている。

加えて、申立人は、自身と同日にA社に入社したとする同一職種の同僚二人の氏名を記憶しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、上記同僚のうち一人は昭和 45 年 8 月 1 日に資格を取得しており、他の一人は同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月1日から37年2月1日まで  
ねんきん特別便が届き、年金記録を確認したところ、申立期間前に勤務したA社の厚生年金保険の被保険者期間及び申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

A社を退職したときには、脱退手当金を受給したが、申立期間に勤務したB社を退職したときには、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録上、申立期間に勤務したB社及び申立期間の前に勤務したA社の被保険者期間を対象として昭和38年1月11日に脱退手当金が支給決定されているが、申立人は、A社に勤務した期間に係る脱退手当金については同社を退職後に受給したが、申立期間であるB社の被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶は無いと主張している。

しかし、日本年金機構の記録では、申立人が主張しているA社の退職後には脱退手当金の支給記録は確認できず、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、申立期間後の昭和38年1月11日支給決定の記録のみであり、しかも、申立人が受給を認めている同社の被保険者期間に、申立期間を加えた2期間を対象として支給されていること、また、B社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されており、申立人が受給を認めているA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、「脱」表示が記されていないことなどから判断すると、申立人が受給したとする脱退手当金は、B社を退職後に支給決定された脱退手当金と考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月30日から23年1月1日まで  
平成22年9月に、日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。

しかし、申立期間に勤務したA社の退職時は、厚生年金保険のことも、脱退手当金のことも知らなかったことから、脱退手当金については、申請手続も、受給も一切していないので、支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和23年6月17日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、A社を退職時に同社から退職金だったと思うが受け取ったことを覚えている旨供述しているが、同社において、申立人と厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日が同日である従業員が「同社では、勤務期間が約1年半と短かったことから、退職金はもらえなかった。」と供述しており、他の従業員からも退職金が支給されていたという供述は無い上、申立人の勤務期間も約1年半と短く、申立人のみが退職金の支給を受けたとは考え難いことから、申立人が同社から受領した当該「退職金」は、脱退手当金であった可能性を否定できない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月 1 日から 39 年 4 月 11 日まで  
② 昭和 42 年 4 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで

平成 21 年に、ねんきん定期便が届き、年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金が支給されていることを初めて知った。

しかし、当該脱退手当金については、受給した記憶が無いので、支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和47年8月18日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から34年1月24日まで  
② 昭和34年6月10日から37年4月9日まで

ねんきん特別便にて年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、当該脱退手当金については、受給した記憶が無いので、その支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年4月9日の前後の各3年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する20名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、13名に支給記録が確認でき、そのうち12名については、資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、そのうちの受給者2名は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」旨の供述をしていることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和37年9月18日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月20日から40年2月1日まで  
② 昭和40年2月16日から44年2月1日まで  
③ 昭和44年5月30日から同年8月2日まで  
④ 昭和44年8月26日から45年12月1日まで  
⑤ 昭和45年12月1日から46年6月1日まで  
⑥ 昭和46年8月2日から同年11月1日まで  
⑦ 昭和46年11月1日から47年1月25日まで  
⑧ 昭和47年1月24日から50年12月26日まで

年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、当該脱退手当金については、受給した記憶が無いので、その支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金については、オンライン記録では、申立期間⑧に勤務したA社を退社後2か月を経過した昭和51年3月9日に支給決定されており、この支給に関しては、年金事務所にその根拠となる「脱退手当金裁定請求書」、「厚生年金保険脱退手当金裁定伺（会計決裁文書）」等が保存されている。そして、当該裁定請求書及び裁定伺の記載内容とオンライン記録は一致している。

また、当該裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認でき、申立人の退職当時の住所が記載されている上、申立人が裁定請求に伴い提出したと認められるA社発行の「退職所得の源泉徴収票」が当該裁定請求書とともに保管されていることなどから判断すると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、当該裁定伺には、脱退手当金の支給が送金により行われたことが確認できる上、送金先として申立人が当時居住していた地域の郵便局名が記載されていることから、当該郵便局を経由して申立人に脱退手当金が支払われたものと推認できる。

なお、申立人が申立期間⑧に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間⑧の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和51年3月9日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月9日から同年6月21日まで  
② 昭和44年8月15日から46年2月1日まで  
③ 昭和46年6月2日から同年9月30日まで  
④ 昭和46年10月1日から48年9月29日まで

社会保険事務所(当時)で、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金の手続をした覚えは無いし、脱退手当金をもらった記憶も無いので、その支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間④に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に勤務したB社の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と同社の被保険者期間は、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認でき、また、同社の被保険者期間が2か月間と短期間であることを踏まえると、未請求となっていることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から34年10月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の額より低くなっている。給与明細書等は所持していないが、申立期間において同僚の記録に変更が無いので、自分の標準報酬月額も正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録等を管理しているC社は、申立期間に係る賃金台帳等を保管しておらず、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と同様、申立期間に標準報酬月額が1等級下がっている従業員が複数いることが確認でき、当該複数の従業員に給与明細書等の保険料控除を確認できる資料の提出を求めたが、給与明細書等を所持している者はいなかった。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額の記録に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

なお、申立人が記憶する複数の同僚に照会したが、死亡又は回答は無く、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 19179 (事案 9863 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年から30年2月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たな資料は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、所在地を管轄するB法務局においても、同社の商業登記の記録を確認することができない上、申立期間当時の代表者とされる者は死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。また、申立人が同社の社名変更後の会社であるとするC社の元取締役は、「申立期間当時のことは記憶に無く詳細は不明である。」旨供述している。さらに、C社に係る適用事業所名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、昭和30年2月1日に、同社が初めて厚生年金保険の適用事業所になり、申立人、代表者、取締役及び二人の従業員の厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認できるなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成22年6月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、申立期間に勤務していたことは確かであり、A社の記録はC社への社名変更時に欠落したと主張しているが、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 20 日から 52 年 7 月 11 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。取引先の関係で同社が設立したB社にて勤務するため転籍したが、転籍するまでA社で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

従業員及び申立人の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和 51 年 8 月 20 日にA社を退職し、同年 8 月 21 日にB社で再取得したことが確認できる。

また、A社及びB社に係る事業所別被保険者名簿によると、B社は昭和 52 年 7 月 11 日に任意包括にて厚生年金保険の適用事業所となっており、同日付けで申立人を含む二人が厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、もう一人の従業員においても、申立人と同様、A社において 51 年 8 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該従業員に係る雇用保険の加入記録においても、申立人と同様、同年 8 月 20 日にA社を退職し、同年 8 月 21 日にB社で再取得したことが確認できる。

さらに、A社に係る上記被保険者名簿から、申立人は、昭和 51 年 8 月 20 日に同社の厚生年金保険の資格を喪失した際に、健康保険証を返納した記録が確認できる。

なお、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、両社の元代表者は当委員会の照会に回答せず、申立人と同様、申立期間に被保険者記録の空白が確認できる上記従業員の妻から回答はあったものの、申立期間の保険料控除については記憶が無いとしているため、申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認で

きる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月1日から24年7月1日まで

A社のB市内の直営映画館に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和21年10月からA社C支店に勤務し、申立期間も同支店において継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、A社C支店は、同支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、昭和23年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同支店が再度適用事業所となるのは13か月後の昭和24年4月1日であることから、当該13か月間については、同支店は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。このことについて、A社は、同支店が13か月間適用事業所になっていない理由は不明であるが、同支店は、昭和23年に火災により焼失し、その後再建した記録が社史等に残っているとしていることから、当該適用事業所となっていない期間は、同支店が火災により事業活動を中止した期間であったと考えられる。

また、A社は、C支店の申立期間当時の資料が無いことから、申立人の申立期間に係る勤務状況や厚生年金保険料の控除については不明であるとしている。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚を記憶していないことから、A社C支店の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員及び申立期間直後に申立人が資格取得している同社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間前後に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間における勤務状況等について照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務状況等について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月7日から同年1月31日まで  
平成3年1月7日にA事業所（現在は、B法人）に入職したが、厚生年金保険の加入記録が同年2月からとなっている。源泉徴収票には入職日が同年1月7日となっており、保険料も控除されていたと思うので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所発行の給与支払報告書（平成3年分）には、就職日が平成3年1月7日と記載されていることから、申立人は、申立期間に同事業所で勤務していたことは認められる。

しかし、上記支払報告書から算出した11か月分の雇用保険料と標準報酬月額（24万円）を基に算出した11か月分（平成3年2月から同年12月まで）の健康保険料及び厚生年金保険料の合計金額は、上記支払報告書の社会保険料控除額とおおよそ一致しており、申立期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、上記支払報告書の就職日と厚生年金保険の被保険者資格取得日に差異があることについて、B法人は、「資料は無いが、試用期間と思われる。保険料は本採用になった月から控除した。」旨回答している。

さらに、A事業所において平成2年及び3年に被保険者資格を取得している従業員5人に照会し3人から回答を得たが、そのうちの一人は、「自身の入職日は、平成2年10月か11月だったと思う。」と回答しているところ、当該従業員の被保険者資格取得日は同年12月1日となっており、同事業所の回答どおり、試用期間があったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい



たことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、旧制中学卒業後の昭和19年4月に、親戚の紹介で入社し、退職する20年8月末頃まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の供述及び申立人の業務内容等に関する説明から、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和20年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は所在が不明であるため、同社及び当時の事業主から、申立期間に係る申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社における同僚6名を記憶しているものの、いずれも名字のみの記憶であり、当該6名の者を特定できないため、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間当時の被保険者のうち、所在の確認ができた従業員85名に照会を行い、46名から回答を得て、申立人の申立期間当時の同社における勤務については推認できたものの、同社における厚生年金保険の取扱いや保険料の控除については、確認できなかった。

さらに、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、上記申立人が名字を記憶していた6名の同僚のうちの2名については、その名字を確認することができないため、申立期間当時は、厚生年金保険に加入していない従業員もいたことがうかがえる上、当該被保険者名簿において、健康保険番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難いことから、同社においては従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、上記照会に回答した46名のうちA社に昭和19年7月15日に入社したとする従業員1名の厚生年金保険の資格取得日は、20年2月15日であることが上記被保険者名簿に

において確認できることから、同社においては、申立期間当時、従業員を採用後、相当期間経過してから厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

そのほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて、明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から41年12月11日まで  
平成22年秋に、日本年金機構からの脱退手当金に関する厚生年金加入記録のお知らせ(はがき)で、申立期間に脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、よく調べて脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている被保険者資格喪失者5名のうち、申立人と男性1名を除く、女性3名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の受給資格を有する2名について、脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれの者も厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、このうち1名の脱退手当金の支給決定日は、申立人に係る脱退手当金の支給決定日と同日の昭和42年3月28日となっていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年12月11日の前後5年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する21名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む10名に支給記録が確認でき、そのうち8名が3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該8名のうちの連絡の取れた3名は同社が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、同社では、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和42年3月28日の直前の同年2月6日に、脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されている

ことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の同年3月28日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶は無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 8 日まで  
② 昭和 39 年 4 月 8 日から 40 年 12 月 30 日まで

60 歳の誕生日前に社会保険事務所（当時）で年金の記録を確認した際に、脱退手当金を支給されていることを知った。支給決定日となっている昭和 43 年\*月頃は長女を出産したばかりで外出できる状況ではなかったし、支給決定日前に勤務していた A 社の 5 か月分が支給されていないのも不自然である。脱退手当金を受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が申立期間②において勤務していた B 社を退職した後の昭和 41 年 9 月\*日に婚姻し、姓が変わっているところ、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の欄においては、申立人の氏名は、申立人に対する脱退手当金が支給決定された 43 年 1 月 10 日に近接する 42 年 11 月 11 日になって、旧姓から新姓に変更されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、B 社の事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示があり、「42. 12. 23」の日付の記載がされている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は、長女を出産したばかりで外出できる状況ではなかったと申し立てているが、脱退手当金の受給手続が、社会通念上、特別に煩雑なものではないことから、多忙であったことをもって受給ができなかったとまでは考えられず、このほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月29日から41年12月14日まで  
平成22年に年金記録に関するはがきをもらい、自分に脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金の手続をした記憶が無かったので年金事務所へ相談に行ったところ、A社の名簿に脱退手当金の表示が無く、第三者委員会での調査を勧められたので今回申立てをした。よく調査をして脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務したA社に在職中の昭和40年2月\*日に婚姻しているところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の申立人の欄においては、申立人に対する脱退手当金が支給決定されている昭和42年8月3日に近接する同年7月13日に、申立人の氏名が旧姓から新姓に変更されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を示す表示は確認できないが、申立期間当時、社会保険事務所（当時）では、脱退手当金を支給する場合、被保険者名簿に「脱」の表示をしなければならないという取扱いが必ずしも行われていたわけではないことが認められる上、同社の厚生年金保険被保険者の中には申立人と同様に、オンライン記録上、脱退手当金の支給記録があるものの、当該被保険者名簿には「脱」の表示の無い者が確認できること、さらには、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いことなどを合わせて考えると、当該脱退手当金の支給に不自然さはないと判断される。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月26日から42年11月1日まで  
② 昭和42年11月1日から48年3月1日まで

社会保険事務所(当時)に年金記録を確認したところ、申立期間①及び②については、脱退手当金が支給済みであると言われた。

しかし、私は、脱退手当金の制度を知らず、請求方法も分からなかったので、受け取っているはずは無い。その支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に対する申立期間に係る脱退手当金の支給については、日本年金機構に、その根拠となる「脱退手当金裁定請求書」、「厚生年金保険脱退手当金裁定伺」等が保存されており、これらの書類から確認できる申立人に係る被保険者期間、支給額及び支給決定日は、オンライン記録と一致している。

また、当該裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認でき、申立人の退職当時の住所が記載されている上、申立人が裁定請求に伴い提出したと認められる「退職所得の源泉徴収票」が当該裁定請求書とともに保管されていることなどから判断すると、申立人の意思に基づき当該脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、当該裁定伺には、脱退手当金の支給が送金により行われたことが確認できる上、送金先として申立人が当時居住していた地域の郵便局名が記載されていることから、当該郵便局を経由して脱退手当金が申立人に支払われたものと推認できる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から29年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には中学校卒業後、同校の紹介で、昭和28年4月1日に入社し、工員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の同僚及び従業員の供述から、申立人が申立期間に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社では、当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない旨回答している。

また、申立人が記憶していたA社の上司及び同僚6人のうち、5人は、死亡しているか連絡先が不明のため供述が得られず、残りの一人（昭和29年4月1日資格取得）に照会したところ、同人は、同社には昭和27年9月末に入社したが、試用期間が1年7か月間あった旨回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間及び申立期間の前後に、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、入社日を記憶していた7人については、入社日から厚生年金保険の資格取得日までの期間が、7か月ないし42か月あることが確認できる。

加えて、上記の7人中、試用期間は不明とした一人を除く全員が、A社では試用期間があり、当該期間は厚生年金保険には加入していなかった旨供述していることから、同社では、申立期間当時、採用した従業員について、一律に入社後直ちに厚生年金保険に加入させるという取扱いは行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月 18 日から 52 年頃までの期間のうちの 1 年間  
② 昭和 51 年 12 月 18 日から 57 年頃までの期間のうちの 1 年間

A病院（現在は、医療法人A会A病院）に管理薬剤師として勤務した申立期間①及び病院名は覚えていないが、B市かC市の病院に管理薬剤師として勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A病院に勤務していたと申し立てている。

しかし、医療法人A会A病院は、当時の資料を保管しておらず、申立人の在籍を確認できないとしていることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A病院に管理薬剤師として勤務し、一人薬剤師だったため同僚はいないとしている。そこで、同病院に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間に被保険者記録がある従業員 13 人に照会したところ、回答があった 8 人のうち 7 人は申立人を知らないとしており、一人は、はっきりとは言えないが申立人の旧姓に覚えがあるものの在籍期間は不明としていることから、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間①の被保険者数は 22 人であるところ、従業員の一人は、当時のA病院の従業員数について 30 人以上であったとしていることから、当時、同病院では、全ての従業員を厚生年金保険の被保険者としていたわけではないことがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿において、昭和 44 年 4 月から申立期間を含む 55 年 5 月ま

での健康保険証の整理番号に欠番は無い。

また、申立人のA病院における雇用保険の加入記録についても確認できない。

申立期間②について、申立人は、B市かC市の病院に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人は、事業所名を記憶しておらず、事業所の所在地についてもB市かC市の病院というのみの記憶であることから、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、申立人の申立期間②における雇用保険の加入記録についても確認できない。

さらに、申立人は、管理薬剤師として勤務し、同僚はいないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から53年5月20日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間のうち、昭和52年4月1日から53年5月20日までA社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社の事業主は、同社は雇用保険の適用事業所となっていたが、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、厚生年金保険料の控除もしていないと供述している。

さらに、A社の同僚の妻は、「申立期間当時、主人は国民年金保険料を納付していたので、会社は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間のうち昭和52年11月から53年4月までは国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月29日から35年4月1日まで  
A社又はB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の現在の事業主の回答により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことがあえる。

しかしながら、A社及びB社に係る適用事業所名簿によると、A社は昭和30年6月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、B社は35年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は両社とも適用事業所とはなっていない期間であることが確認できる。

また、B社の現在の事業主は、「A社及び当時のB社の事業主は既に死亡しており、申立期間の人事記録及び給与関係資料も無い。」旨供述しており、申立人の保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人と同様、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和30年6月29日に被保険者資格を喪失し、B社が厚生年金保険の新規適用事業所となった35年4月1日に被保険者資格を取得した従業員が申立人を含め4人確認できるが、4人全員が死亡しており、申立人の勤務実態や給与からの厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

加えて、申立人の妻は、「申立期間に健康保険証を使用した。」と供述しているが、A社の所在地を管轄する社会保険事務所(当時)は、昭和27年及び29年に被保険者証の検認を実施しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に同名簿の記載

内容と被保険者台帳の内容が合致した際の事務所長の検印を押していることからみて、社会保険事務所の事務処理が適切に行われていたことがうかがわれることから、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人が同社の健康保険証を所持したままだったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 1 日から 48 年 4 月 26 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、記憶している給与月額の半分くらいしかない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立期間当時の資料を保管していない。」旨回答している上、申立人も当時の保険料控除が確認できる給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から被保険者資格取得日が申立人と同日で、申立期間において、申立人と同職種だった従業員の標準報酬月額を確認したところ、申立人と同程度の金額で推移していることが確認できる。また、同社において申立人より2年から3年前に被保険者資格を取得している同職種の複数の従業員の申立期間における標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額は妥当な金額と認められる。

さらに、上記被保険者名簿では、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額の訂正が遡って行われた等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月から 42 年 6 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 41 年 5 月から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社において、申立人と同日（昭和 42 年 6 月 1 日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員は、「私が入社したとき、申立人は既に勤務していたように思う。」と供述していることから、申立期間において期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和 51 年 8 月 26 日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び他の役員は、死亡又は連絡先不明であるため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が当時のことを知っているとする取引先の事業主は、A社という社名は記憶しているが、申立人及び社長の名字は覚えていないとしており、申立人の勤務実態や同社の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社において被保険者資格を取得した全従業員 41 人のうち、住所の判明した 10 人に照会したところ、7 人から回答があり、うち一人の従業員は、「同社では試用期間が 12 か月あった。」と回答し、別の一人は、「試用期間は 6 か月から 12 か月であった。試用期間中は厚生年金保険には加入していなかった。」旨供述している。

このことから、A社では、申立期間当時、採用した従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

なお、厚生年金保険被保険者番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日（昭和 42 年 6 月 1 日）は、上記被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の被保険者

資格取得日と一致していることから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 10 日から平成 5 年 12 月 31 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、在職当時の給料額と比較して大幅に低い金額となっている。資料は無いが、記憶している給料額は確かなので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、昭和 63 年 2 月の資格取得から同年 11 月までは 22 万円、同年 12 月から平成 5 年 11 月までは 30 万円と記録されているが、申立人は、昭和 63 年 2 月から同年 6 月までは 25 万円、同年 7 月から同年 11 月までは 30 万円、同年 12 月以降は 32 万円から 35 万円の給与が支給されていたと主張している。

しかし、A社は、申立期間の厚生年金保険料控除を確認できる資料を保管していない旨回答している上、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、同僚は、標準報酬月額と実際の報酬月額に差異があったとしているものの、給与明細書等を保有しておらず、また、オンライン記録により申立期間に被保険者であったことが確認できる従業員 17 人に照会し、3 人から回答があったが、いずれも標準報酬月額と実際の報酬月額との差異について不明又は覚えていないとしており、差異の有無について確認することができない。

さらに、A社の社会保険の担当者は、現在も厚生年金保険関係の届出は給与総額ではなく、歩合給、手当を除いた基本給のみを届け出ており、申立期間当ても基本給のみの届出を行っていたのではないかと思うと供述している。

加えて、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額の記録は、遡っての訂正等の記録は無く、処理日についてもおおむね妥当な日となっており、不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月1日から36年6月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には、継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてもA社に勤務していたと申し立てしているところ、同社は既に解散し、当時の事業主は死亡している上、厚生年金保険担当者は所在不明であることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は「A社及びB社において、継続してC部門の業務に従事していた元同僚は二人であった。」旨供述していることから、当該元従業員二人に照会したところ、そのうちの一人は「当時、申立人はA社に勤務していた。」旨供述しているが、同時に、「昭和33年7月から8月頃に、A社のC部門が独立し、B社が設立され、私は、A社を一度退職した形をとってB社に転籍した。」旨供述している。

そこで、A社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の元同僚である上記二人の厚生年金保険の加入記録を調査したところ、申立人と同様に、昭和33年7月1日にA社において資格を喪失し、36年6月1日にB社において資格を取得しており、申立期間と同じ期間が未加入期間となっていることが確認でき、当該元従業員と業務内容及び勤務形態の同質性が高い申立人も、当該二人の元従業員と同様に、A社を一度退職した形をとってB社に転籍した扱いがなされたものと推認される。

加えて、当時のB社の厚生年金保険担当者は、「私は、同社が厚生年金保険の適用事業所になる前に同社に入社しているが、申立人は、私が入社する前から同社で勤務していた。私は、昭和36年6月1日に同社の厚生年金保険の適用事業所申請及び申立人を

含む従業員の資格取得を行ったが、当該資格取得日より前は、申立人を含む従業員の給与から保険料は控除されていなかった。」旨供述している。

なお、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、そのうちの二人の元従業員は「申立人と面識はあるが、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては知らない。」旨供述している。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の元従業員に照会したが、そのうちの一人は「私は、昭和 34 年 3 月に大学を卒業すると同時に同社に入社したが、入社時から 36 年 6 月 1 日までの期間は厚生年金保険の未加入期間となっている。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 19219 (事案 10186 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月1日から37年7月1日まで

A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、海外勤務をしていた申立期間の標準報酬月額が給与総額に見合う標準報酬月額と相違しているため、第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、同社は、独身の海外勤務者については、各種手当のみを『みなし給与』として国内で支払ったこととして標準報酬月額を届け出ている、海外で支給された給与の保険料控除は確認できないなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、申立期間当時、内地払い分の給与のほかに外地払い分の給与が支給されており、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間については、B社の人事担当者の「海外勤務者の給与は現地法人払としており、現地法人払の給与からは厚生年金保険料は控除しておらず、独身の海外勤務者については、各種手当のみを『みなし給与』として厚生年金保険の標準報酬月額の対象としていた。」旨の供述及び海外勤務中に申立人と同様に、標準報酬月額が減額されている複数の独身の従業員が確認できることから、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことは確認することができず、既に当委員会の決定に基づく平成22年6月23日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、上記通知に納得できず、申立期間当時の給与は、海外で支給される外地払い分と国内で支給される内地払い分があり、それらを合算したものが報酬総額で、当時の報酬総額に見合う年金額が受給できないのは、内地払い分のみを標準報酬月額として届出をした事業主の作ったルールのためであり、事業主が報酬総額で届

出をしなかったのは厚生年金保険法違反であると主張しているが、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

なお、当委員会は、事業主の海外勤務者に係る厚生年金保険の取扱いの是非について調査・審議する組織ではなく、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の事業主は、当時の保険料控除等を確認できる資料を保管していない旨供述している上、申立人は申立期間に係る給与明細書等を保有していないことから、申立期間当時、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていた事実について確認することができない。

また、オンライン記録から、A社において厚生年金保険の被保険者記録がある複数の元従業員に係る申立期間当時の標準報酬月額を調査したところ、平成 9 年 10 月の定時決定においては、申立人を含む定時決定対象者 11 人のうち 6 人が直前の標準報酬月額より低額、5 人が同額であることが確認でき、10 年 10 月の定時決定においては、申立人を含む定時決定対象者 7 人のうち 6 人が直前の標準報酬月額と同額、一人が増額されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る社会保険事務所（当時）の定時決定処理は約半年から 1 年半遅れているのが確認できるが、標準報酬月額が訂正された形跡も認められないことから、社会保険事務所の記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、A社に係るオンライン記録から、複数の元従業員に照会したところ、そのうちの一人は「当時、年俸制が導入され、残業代が無くなった。」旨供述している上、申立期間当時の事業主は、「申立人の申立期間に係る標準報酬月額が減額された原因として、給与が固定制となり残業代が払われなくなった。」と供述している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月2日から7年10月31日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、事業主（代表取締役）であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことがオンライン記録及び同社の商業登記簿謄本により認められる。

また、オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年10月31日）の後の平成7年11月14日付けで、50万円から9万8,000円に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「当時は経営状態が悪く、会社の資金調達のため、会社の代表者として金融機関から借入れをするなど、資金繰りは極めて良くなかった。」旨供述している上、また、A社の申立期間当時の元従業員は、「申立人は当時、事業所を代表し、社会保険事務、経理・資金繰りも担当していた。」旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、「当時、社会保険事務所（当時）に対して標準報酬月額の減額に係る届出を行った記憶は無い。」旨主張しているものの、会社の手続及び関与が無いまま、社会保険事務所が標準報酬月額の遡及減額訂正処理を行うことはできず、会社の行為があったことは明らかであり、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、当該訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年7月10日から34年8月20日まで  
② 昭和35年9月5日から36年10月5日まで

平成21年9月に、社会保険事務所（当時）で調べてもらった厚生年金保険の調査結果が届き、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和37年1月16日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係るA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の同年1月16日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から31年12月1日まで  
65歳になり、年金の裁定請求で社会保険事務所(当時)に行ったときに、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、私には脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和31年12月20日に支給決定されていることが確認できることから、申立人が申立期間に勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人より前に被保険者資格を喪失した者で、脱退手当金の支給記録のある者はいないことから、申立人の脱退手当金支給決定日以後8年間に脱退手当金の受給要件を満たして被保険者資格を喪失した14人について、脱退手当金の支給状況を確認した結果、13人に脱退手当金の支給記録が有り、その中の複数の者が「同社が脱退手当金の請求手続をした。」旨の供述をしていることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人が申立期間に勤務したA社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄には、厚生年金保険被保険者の資格喪失に伴う脱退手当金の支給記録が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から19日後の昭和31年12月20日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 2 日から 39 年 2 月 28 日まで  
② 昭和 39 年 2 月 29 日から 41 年 7 月 31 日まで  
③ 昭和 42 年 1 月 14 日から同年 2 月 21 日まで  
④ 昭和 42 年 2 月 27 日から同年 8 月 7 日まで  
⑤ 昭和 43 年 4 月 21 日から 45 年 2 月 11 日まで  
⑥ 昭和 45 年 5 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで  
⑦ 昭和 47 年 8 月 22 日から 48 年 7 月 25 日まで

日本年金機構から届いた脱退手当金の確認はがきにより、脱退手当金の支給記録が有ることを知ったが、受給した記憶が不確かなので、受給したか否か調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に脱退手当金の支給記録が有る昭和 49 年当時の社会保険事務所（当時）における事務処理については、脱退手当金を支給する場合、脱退手当金の請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を行い、請求者に返還することとされていたところ、申立人が現在も所持している申立期間①において発行された厚生年金保険被保険者証には、「脱」の表示が確認できることから、申立期間に係る脱退手当金が申立人に対して支給されたものと認められる。

なお、申立人が申立期間⑦に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から同年11月28日まで  
② 昭和28年5月1日から34年3月21日まで

平成22年9月に、日本年金機構からのハガキを受け取り、申立期間について、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和34年5月27日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間②において勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年3月21日の前後5年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給要件を満たす13名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む10名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む9名について、厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年5月27日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 11 月 1 日から 24 年 12 月 31 日まで  
平成 20 年 5 月頃、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険被保険者加入期間照会の申出をしたところ、21 年 9 月に回答が有り、脱退手当金の受給記録が有ることを初めて知った。しかし、私には、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和 25 年 5 月 8 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間において勤務していたA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である 24 年 12 月の前後 5 年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給要件を満たす 9 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、5 人について支給記録が確認でき、その全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から 4 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者二人が、「会社が手続をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給された記録が記載されている上、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 25 年 5 月 8 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月 16 日から同年 10 月 4 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も勤務し、賞与から保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「労働者名簿兼乗務員台帳」及び雇用保険の加入記録により、申立人は、同社に平成 12 年 9 月 15 日まで勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記「労働者名簿兼乗務員台帳」によると、申立人は、平成 12 年 1 月 16 日に一般従業員から定時制従業員への勤務変更が記録されており、雇用保険の加入記録においても、同日に「短時間労働被保険者以外の一般被保険者」から「短時間労働被保険者である一般被保険者」へと区分変更がされていることが確認できるところ、A社は、申立人の雇用形態が変更になったことにより、同日に厚生年金保険の資格喪失の手続を行ったと回答している。

また、A社は、厚生年金保険の資格喪失後に給与から厚生年金保険料を控除することは無いとしており、申立人から提出された「平成 12 年 3 月分賞与明細書」の厚生年金・基金欄に記載されている 395 円の厚生年金保険料控除額については、誤って控除したと回答している。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、その保険料は納付済みであることが確認できる上、平成 12 年 1 月 16 日から 14 年 10 月 18 日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

なお、A社が加入しているB厚生年金基金における申立人の厚生年金基金加入員資格の喪失日は、平成 12 年 1 月 16 日となっており、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年3月から55年12月まで  
② 平成元年3月から4年7月まで

A事業所に勤務した申立期間①及びB事業所に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、C市にあったA事業所に11年間勤務していたと主張している。

一方、C市を管轄している法務局に照会したところ、A事業所の商業登記の記録は確認できなかったが、昭和52年6月11日設立のD社の登記が確認でき、同社において、申立人が53年9月6日に代表取締役2名のうちの1名として就任登記されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A事業所及びD社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、D社に係る商業登記簿謄本で、申立人とともに代表取締役として就任登記されている者が、同社を厚生年金保険の適用事業所とする手続を行っていたとしているところ、その者は既に死亡しており、申立人が同僚として記憶している者は、所在が不明であることから、申立人の当該期間に係るA事業所及びD社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、E市にあったB事業所に勤務していたと主張している。

しかしながら、E市を管轄している法務局に照会したところ、B事業所の商業登記の記録は確認できず、オンライン記録及び適用事業所検索システムでも、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

一方、申立人は、B事業所の同僚2名と一緒に同事業所を退社し、F社に勤務したとしているところ、オンライン記録によると、申立人及び当該同僚2名が平成4年7月7日にF社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該同僚の1名は、同社に勤務する前は申立人及び他の同僚1名と一緒にG社に勤務していたとしていることから、申立人が勤務していたとするB事業所は、G社であった可能性がある。

しかしながら、上記同僚の1名は、G社を平成4年6月に申立人と一緒に退社したことは記憶しているが、申立人の同社における入社日については不明としており、また、同社の複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶していないことから、申立人の同社における勤務期間を特定することはできない。

また、G社の元従業員は、同社では、入社時に厚生年金保険に加入するかしないかの選択があったと思うと供述し、また、別の元従業員は、同社には試用期間が数か月あったと思うと供述しているところ、上記同僚の1名及び元従業員が記憶している同社での入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日には、数か月の相違があり、また、別の同僚1名は、厚生年金保険の被保険者となっていないことがオンライン記録で確認できる。

なお、G社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は所在が不明であることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より引き下げられている。給与明細等の確認できる資料は無いが、入社して以降、連絡無く標準報酬月額が下げられるようなことは無かった。調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の標準報酬月額について、昭和 63 年 8 月の随時改定時に 17 万円であったにもかかわらず、翌年の平成元年 10 月の定時決定において 16 万円に引き下げられていることについて、保険料の控除額を証明する給与明細等は無いものの、入社して以降、連絡無く標準報酬月額が下げられるようなことは無かったと主張している。

一方、A社は、平成 4 年 12 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主とも連絡が取れないことから、申立人の申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人の同僚は、申立人と同様、平成元年 10 月に標準報酬月額が下がっているところ、「申立期間当時、業績は悪かったが給与の遅配等は無く、申立期間の標準報酬月額についても当時の給与額とほぼ一致している。また、昇給は年 1 回であり、不定期の引上げや引下げは無かった。」旨回答している。

さらに、当該同僚から提出のあった申立期間の給与支給明細書（昭和 63 年 10 月分から平成元年 12 月分まで）によれば、当該同僚は平成元年 4 月に昇給しているものの、残業手当の支給額が減少しているために支給合計額が低くなり、その結果、標準報酬月額が下がっていることが確認できるところ、保険料控除額についても、変更後の標準報酬月額に基づく額が控除されている。

加えて、A社に係るオンライン記録によれば、申立人に係る申立期間の標準報酬月額

は、平成元年8月11日に定時決定処理されたもので、適切な時期に手続が行われており、標準報酬月額が遡って減額訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月15日から31年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。同社には昭和25年5月に入社し、異動はあったが41年8月11日まで継続して勤務した。申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、オンライン記録によれば、申立期間の後の31年5月1日からB社に勤務したことになるが、同社において勤務したことは無い。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の資格取得日は昭和32年3月9日、離職日が41年8月10日と記録されていることから、申立人の同社における雇用保険の記録は、厚生年金保険の加入記録と符合していることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和25年5月1日、喪失日は30年1月15日、B社における取得日は31年5月1日と記録され、申立人のオンライン記録と一致しており、A社における資格喪失については、原因の欄に「解雇」と記載されている。

さらに、申立人は継続してA社にのみ勤務していた旨供述しているが、同社の事業所別被保険者名簿の摘要欄には「昭和31年11月5日被保険者証検認完了」との記載があり、当該検認日在籍者には検認済印が押されているが、申立人の欄には押印されておらず、継続して同社に在籍していないことが確認できる。

一方、A社は平成15年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間当時の申立人の勤務状況等を確認することができない。

そこで、申立人が、「昭和25年5月1日にA社に入社し、41年8月11日に同社を退職するまで継続して勤務していた。」旨供述していることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が適用事業所となった昭和21年10月1日か

ら 33 年 2 月までの期間に氏名の記載がある従業員 130 人のうち、申立期間を含み在籍していた従業員 56 人の中から連絡先が確認できる 19 人に対し、申立人の申立期間における勤務状況等について照会したところ、15 人から回答があり、そのうちの 5 人は申立人を記憶していた。このうちの一人は、「年月日は覚えていないが、申立人は、B 社に転職するために A 社を一旦退職し、その後、A 社に再入社した。」旨供述している。

また、他の一人は、「時期は忘れたが、申立人は途中で 1 回会社を辞めている。それから何年か後にまた会社に戻ってきている。」と供述している。残りの複数の元従業員は「申立人のことは覚えているものの勤務期間、職種等は覚えていない。」旨供述している。

なお、厚生年金保険被保険者番号払出簿では、昭和 31 年 5 月 1 日に申立人が B 社（当時は、C 社）において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、同社において勤務したことは無いと主張していたが、その後、申立人の家族に対し、「B 社に勤務したことはあるが、同社は A 社の関連会社であった。」旨供述をしている。そのため、B 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に勤務していた従業員 6 人に申立人の申立期間における勤務状況等について照会したところ、6 人全員から回答があり、そのうち 5 人は申立人のことを記憶しておらず、4 人は同社の関連会社に A 社は無い旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 東京厚生年金 事案 19238 (事案 11453 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 16 日から 47 年 3 月 22 日まで  
② 昭和 61 年 7 月 1 日から 62 年 12 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い旨申し立てたが、記録を訂正できないと通知を受けた。そのため、今回新たに同社の取締役であった者の証言を得たので、再度調査して申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社に勤務した期間についての前回の申立期間は勘違いであったので、別の期間で再度調査してほしい。なお前回の申立て時と同じ同僚から新たな証言を得たので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元従業員の供述から、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるが、当時の事業主は既に死亡している上、経理担当者であった同僚に聴取することができなかつたため、申立人の同社における厚生年金保険の取扱い等について確認することができず、また、申立人は当時の従業員は 15 人ぐらいだったと供述しているところ、当該期間当時、同社における被保険者は 9 人であり、同社においては、当該期間当時、全従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえることから、厚生年金保険料の控除について推認することができず、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 8 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな同僚一人の証言を提出しているが、当該同僚は、「私はA社の社外取締役であり、同社には勤務していない。申立人が当該期間前後に同社で3年から4年程度勤務していたことは間違いないが、私も同社に毎日出入りしていたわけではないので、申立人が当該期間に勤務していたことは分からない。申立人の保険料控除に関しても給与明細を見ておらず分からない。」旨供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、当該期間に被保険者となっている

4人（前回調査で回答あった者以外）に照会し、二人から回答があったところ、一人は申立人を記憶しておらず、他の一人は申立人を記憶しているものの、申立人の勤務実態及び同社の厚生年金保険の取扱い等について記憶していなかった。

以上のことから、申立人から提出のあった新たな証言については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人が新たに証言を得たとする同僚の供述から、申立人の勤務はうかがえる。

しかしながら、上記同僚は、「私はB社でアルバイト的に手伝いをしていて、同社で厚生年金保険の被保険者となっていない。申立人の給与明細を見たことが無いので、申立人が保険料を控除されていたかは分からない。」旨供述している。

また、B社の当該期間における事業主は、「申立人を知っているが、申立人は会社に入社していただいただけの人で、社員ではないため給与も一切支払っておらず、当然厚生年金保険料も控除していない。」旨供述している。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿において、当該期間に被保険者となっている二人に照会したところ、一人から回答があり、申立人を記憶しているものの、「正社員は入社と同時に厚生年金保険に加入する。ただ申立人は一般従業員ではなく社長のアドバイザー的存在だった。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から 46 年 7 月 1 日まで  
A病院で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A病院から提出のあった人事記録により、申立人が申立期間に同病院の常勤嘱託医師として勤務していたことは確認できる。

しかし、A病院は、「申立期間当時の資料の保存が無いため、厚生年金保険の加入の取扱い等について不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人の前任として同様の業務内容でA病院に勤務していたとされる同僚は、申立人の勤務期間の直前の6か月間の勤務が確認できるところ、「この期間について、自分の厚生年金保険の加入記録は無いが、厚生年金保険に加入させない取扱いであった。保険料控除を確認できる資料等は所有していない。」旨供述しており、同病院に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、当該同僚が、同病院において勤務した昭和 45 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に、当該同僚の氏名は見当たらない。

なお、A病院に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 1 日から 9 年 9 月 19 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。入社以来、給与は引き下げられたことは無く、申立期間も 20 万円であったので、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係るオンライン記録によると、同社は、平成 11 年 10 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会を行ったが回答を得ることができないため、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、申立人は、給与明細等を提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認することができないほか、A社に係るオンライン記録では、申立人の標準報酬月額の内容に不備は無く、遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

なお、申立期間以前の事業主に申立人の申立期間における勤務状況を照会したが、不明と供述しているところ、申立人のA社における雇用保険の加入記録では、平成 6 年 3 月 31 日に離職していることが確認でき、同社における申立人の申立期間の勤務が確認できなかった。

また、申立人に対して、申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入等について照会したが、申立人から回答が得られず、申立人の申立期間当時の状況等を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。